

平成22年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成22年 9月16日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町長	寺尾豊爾君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史
書記	上林潤子

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 本日は早朝より傍聴御苦勞さまでございます。

本日は大変お忙しい中、定刻に御参集いただきありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、総務課のほうから・・・修正についての申し入れがございましたので、発言を許可いたします。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） おはようございます。

9月14日の決算委員会におきまして、横山議員さんから御指摘がございました京丹波町病院の事業決算報告書中の固定資産の増加に対しまして、公営企業会計の法適用以外の部分におきます財産調書の差し引きができていない点についてでございますが、調査の結果、こちらのチェックミスということございまして、所管替えをいたしておりましたものが、こちらのほうの財産調書のほうから落とせていなかったということございまして、大変申しわけなく存じております。

公営企業の法適用以外のものにつきましては、面積での計上ということでございまして、本日お手元のほうに修正の用紙をお配りをさせていただいておりますが、土地におきましては1,343平米、建物につきましては132平米、これが質美診療所の部分でございますが、それを財産調書のほうから削除させていただきたいと思っております。

なお、あわせまして物品の関係でございますけれども、物品につきましても質美診療所のほうに物品として計上しておりました分包機と滅菌機でございますが、これにつきましても所管替えをいたしております関係で物品のほうの、これは492ページになるわけでございますけれども、医療衛生器具類ということで決算年度中の増減高、ここに三角の2ということで年度末11ということで御訂正をお願いしたいと思っております。

大変こちらの確認不足でございまして、御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げますとともに、今後二度とそうしたミスのないよう気をつけますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。大変失礼をいたしました。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） ただいま説明がありました件につきまして、本日、議長、それから議会運営委員会の委員長さん、それから私、今定例会におきます決算特別委員会委員長として

同席をさせていただきます、今、総務課長からございました関係のことにつきまして説明を求めたところでございます。

法律上における解釈上の問題もなかったというようなことでございますし、また、決算金額に異動を生ずるものでないということでございますので、内容修正として認めましたので、ここに御報告をさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただいま指摘に対します答弁並びに、また修正をいただきました。承諾をいたしましたのでありがとうございます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番議員・山田 均君、1番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告をします。

会期中、本日までに各常任委員会、特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので報告します。

なお、畠中副町長から本日、会議を欠席する旨の届け出がありましたので報告をしておきます。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、小田耕治君の発言を許可いたします。

14番、小田君。

○14番（小田耕治君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより平成22年第3回定例会における私の一般質問を行います。

私は、さきに通告しました「下水道料金の改定について」「駅周辺の環境整備・町有地の

活用について」「ケーブルテレビの運用について」以上3点について、町長に質問をします。

まず、1点目に、身近な課題であります下水道料金の改定について伺います。

現在の下水道使用料は、合併前の料金体系を引き継いでおり、丹波地区、瑞穂地区、和知地区でそれぞれ料金体系が異なっています。合併協議では、合併後に料金の統一を図ることが確認されており、その後、公共料金等審議会でも検討され、答申もされているところでもあります。

今年3月の一般質問の答弁で、「新しい料金体系を構築する予定で、より公平性が保てる従量制を採用し、23年4月に統一を考えているが、具体的にどうするかは決めていない。町民の皆さんに説明しながら進めていく」との町長の答弁でありました。以降、半年近く、さまざまな検討が繰り返されてきたものと思います。

去る9月7日の議員全員協議会で、料金改定の具体的な内容について説明を受け、9月13日からの「町長と語るつどい」でも、その説明が始まっているところではありますが、今回の下水道料金の改定は住民生活に直接影響を与えるものであり、十分な説明をし、住民の皆さんの理解を求めなければならない内容であります。改めて質問をしますので、具体的にわかりやすく答弁をいただきたいと思います。

まず、下水道料金で賄う範囲の考え方について伺います。

公共料金等審議会の答申では、「下水道事業は地方財政法により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算が原則となっている。しかしながら、すべての対象経費を料金で賄うとなると急激な負担増は避けられず、住民生活そのものに大きな影響を及ぼすことが想定される。こうしたことから下水道料金で賄うべき範囲は、使用者負担の激変に配慮しつつ、下水道事業の安定した運営を考慮し、人件費を含めた維持管理費が妥当である」としています。

下水道施設の維持管理は必要不可欠であり、その経費は下水道施設を利用している者が負担するのは当然と考えますが、料金で賄う範囲をどうするか、また、その妥当性を評価するのは非常に難しく、あるべき姿と現実との乖離も大きいと思います。

当然ながら、住民にとって負担は少ないほうがよいに決まっており、また、大きな負担に耐えていけるような現在の情勢ではないと思います。

答申の内容を受けての今回の改定であろうと思いますが、料金で賄う範囲をどう整理されたのか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん改めましておはようございます。

傍聴に来ていただいている皆さん本当にありがとうございます。

それでは、お答えいたします。

昭和62年5月に建設省、自治省による協議、作成された下水道使用料算定の基本的な考え方というのがまずございます。一般排水に係る維持管理費に資本費を含めることが妥当である。ただし、使用料が著しく高額となるなどの事情がある場合には、過渡的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当であるという考え方が基本であります。

平成20年10月、京丹波町公共料金等審議会の答申では、前述の対象経費を料金で賄うとなると急激な負担増は避けられず、住民生活そのものに大きな影響を及ぼすことが予想され、使用者負担の激変を招かないよう配慮しつつ、下水道事業の安定した運営を考慮し、人件費を含めた維持管理費とすることが妥当であると答申を受けました。

今回の料金改正に当たっては、他の料金の改正なども重なっていることから、御家庭の急激的な負担増を避けるため、答申よりも下水道料金で賄うべき範囲を狭めて、維持管理費の部分が賄えるように範囲を考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 今回の改定は施設の維持管理費としたという説明でありましたが、将来的にもこの考え方で進めていくのか。いや、公共料金等審議会の答申どおり、人件費なども使用料で賄っていくべきと考えておられるのか伺っておきたいと思います。

つまり、近いうちにもう一度料金の改定が必要と考えておられるのか、それとも当分は、このままで行けると判断されているのか伺いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

今の質問に対しては、少なくとも私あと3年任期があるわけですが、私の任期中は改定する意思はございません。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） それでは次に、従量制を採用する理由と、採用した場合の課題について伺います。

現在の料金体系は、丹波地区は定額制で3,780円、瑞穂地区は丹波地区と同様に定額制で3,500円、和知地区では基本料1,900円足す480円掛ける家族の人数掛ける消費税ということで、2人世帯の場合には3,000円、3人世帯の場合は3,500円、4人世帯の場合は4,000円というふうに、世帯の人数がふえるほど料金が高くなる人頭制が採用されています。

今回の改定では、下水道に流れる排水量に応じた料金を決定する「従量制」及び排水量が多くなるほど1立方メートル当たりの単価が高くなる「累進制」を採用するとの方針であります。丹波・瑞穂・和知がそれぞれ採用してきた料金体系ではなく、なぜ新たな料金体系である従量制を採用する結論に至ったのか。

また、下水道施設へ流れる排水量を計測する計測器がない状態で、上水道の使用水量による従量制を採用するとなると、井戸水や山水使用者など町水道以外の水を使用されている場合の排水量をどうするかなど、さまざまな課題があったと思いますが、それぞれの課題をどう料金体系に反映されたのか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 従量制に移行することに決めました。それで今、説明と理解を求めべく議会にもお諮りしているし、住民説明もしているところでもあります。実際の使用水量に応じて料金を決定する従量制がまず適当であるという京丹波町公共料金等審議会の答申に基づき採用をいたしました。従量制は全国で大体65.1%、京都府下で88.5%の市町村が採用いたしております。従量制の採用で、より実態に応じた改正を図れるものと考えております。

課題としましては、井戸水など上水道以外の水を使用されている方があり、それらの排水量も把握する必要があります。この場合、メーターを設置していただくか、そうでない場合は認定水量を採用し、排水量を決定してまいりたいとまず考えております。

また、事業所においては、上水道をすべて下水道施設に流されないというケースも考えられます。今回の改正の基本は上水道使用水量を指標に料金設定いたしますので、該当するとお考えの事業所は、排水流量計や水道の子メーター機器の設置を検討いただき、水道課へ申告いただきたいと思いますと考えております。ただし、メーターの設置は個々の負担でお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 従量制を採用しますと、当然ながら基本料金と水道の使用料に応じた料金が発生しますが、この基本料金と従量部分となる料金について伺います。

定額制の料金を従量制に変える場合、基本料金の設定の仕方・考え方により、それぞれの家庭の料金負担に大きな影響を及ぼすこととなります。つまり、基本料金の額は、下水道施設の維持管理費を住民がどう分担して負担していくかという基礎になるものであり、基本料金設定の根拠は明確にしておく必要があると思います。

旧丹波町、瑞穂町では、「それぞれの世帯がすべて同じ金額を負担する」という考え方があり、旧和知町では、「2,000円を基本料金として、世帯の人数によって負担していく」という考え方がありましたし、旧町間でも大きな違いがありました。

基本料金、超過料金の具体的な料金体系がどうなるのか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、排水量が10立方メートルまでを基本料金としまして消費税込使用料を2,940円といたしたところでございます。また、この10立方メートルを超えてお使いになられた分につきましては、排水量に応じた1立方メートル当たりの超過料金を設定し、それを加算した合計を使用料としていただくことといたしました。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 排水施設への排水量10立方メートルを基準として、2,940円を基本料金に設定したということで、1立方メートルごとに単価を設定して、排水量に応じた料金設定にしたという答弁だったというふうに思います。

一般家庭で水道使用料10立方メートル以下の世帯が、古い資料でしたけれども約35%以上あるというふうに思っております。今回の改定で下水道料金が値下がりする世帯が多く発生するのではないかと思います。料金が値下がりする世帯、値上がりする世帯の割合がどの程度になるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 値下がりする世帯が今のところ3割から4割を見込んでおります。ただ、もう町長と語るつどいでも御説明をさせていただいておるんですけども、認定水量を採用するに当たっては、その調査がまだできておりませんので、その影響はまた出てくるかと思っております。ふえる家庭は、その反対の数字、大体6割から7割と見込んでおります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 値下がりする家庭が30から40%、それから、値上がりする家庭が60から70%という答弁でありました。

それでは次に、料金が改定された場合、住民の負担がどう変わっていくのかお尋ねします。

まず、21年度決算の使用料収入と改定後の使用料収入の見込み額と増減額、それと、それを1世帯当たり換算した場合どの程度の金額が、今回の場合ふえていくというふうに思

うんですけれども、高くなるのか、この点をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 平成21年度の使用料収入額が2億1,428万円になってございまして、先日の決算特別委員会でも御報告申し上げたところです。

今回の改定によりまして見込んでおりますのは2億5,600万円ほどになります。現在、使用料収入で維持管理費を賄っているパーセンテージでいいますと、約84%しか賄なえておらない状態なんですけれども、今、維持管理費を賄える金額で料金設定をしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ただいま21年度決算と見込み額の収入額をお教えいただきました。これによりまして約4,200万円ぐらいの値上がりになるんじゃないかなあというふうに思っております。

私、1世帯当たりの換算、ちょっと概略でやったんですけれども、21年度が年間で、ざっと1世帯当たり4万5,000円ぐらいの現在、水道料金になっているんじゃないかなと思います。改定しますと、これが5万4,000円ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っています。平均しますと年間で、1世帯当たり大体8,900円ぐらいの値上がりになるんじゃないかなと思っております。間違っておりましたら、また訂正願いたいと思いません。

今いただきました答弁と先ほどいただきました答弁とを総合しますと、改定による料金収入額の合計が約4,200万円増加になるということになりますと、約16%の値上げになるんじゃないかなというふうに思います。

それから、料金が値上げとなる先ほどの答弁からいきますと約60%から70%の世帯が、この金額を全額負担するということになり、さらに、その上に料金が値下がりとなる約30%から40%の世帯の値下がり分も上乘せして負担していかなければならないことになると思います。

つまり、料金値上げと料金値下げが同時進行で行われる改定内容でありまして、負担の増減が非常に大きい改定であります。負担が少なくなる世帯にとっては非常にありがたい内容であります。負担が極端に多くなる世帯にとっては非常に厳しい改定であるというふうに思っております。この点について、町長の所見を伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

あくまで受益負担というまず原則、そのことの公平性を重視した結果の今回の提案でまずございます。

一々については、また担当課から説明させるとしまして、京丹波町では大体11から20立方メートルの水道使用者が多いわけでございます。それで20立方メートルまでの水道使用料で説明いたしますと、まず、10立方メートルまでは基本料金2,800円といたしており、残りの10立方メートルは超過料金にまざります。11から20立方メートル区分の金額につきまして1立方メートル当たり100円を乗算し、1,000円、合わせた金額3,800円に消費税を加えて3,990円となるわけですが、議員が御指摘のとおり、そうした問題がはらんでいる事実はあると考えております。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、今、料金体系表に係る答弁もいただいたわけですが、代表的な世帯の料金シミュレーションについてお尋ねをしたいというふうに思います。

9月13日から町長と語るつどいが始まり、下水道使用料の改定についての説明も始まっていますが、余り多くの質問も出ていません。予備知識がない状態で、20分程度の説明を一回聞いただけでは、自分の家の料金がどうなるのか理解するのが精いっぱいではないかというふうに思っています。

代表的な世帯が今回の料金表を見てどう思われるのかなあと想定しまして、これは仮にですけれども質問をつくりましたので、町長からコメントをいただきたいというふうに思います。これは町民目線で町長、行政を進めるということでございますので、コメントをいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、使用水量10立方メートルの丹波地区のAさんと想定しまして、料金が840円安くなります。この厳しい時期に本当にありがたい。安くできる方法があるのなら、何でもっと早くしてくれなかったのですか。

この料金の改定によって非常にありがたいと思っておられる方からの質問です。これに対して町長はどうコメントされるのかお尋ねしたいというふうに思ひます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多少何回も同じことを答弁して恐縮ですが、今回の料金改定は町内の料金の統一を図ることをまず重視いたしております。受益と負担の公平性に配慮した従量制の料金体系と、そのことでいたしました。よって、排水量が少なければ、下水道使用料は安くなる場合もあります。排水量が多いと、これまでより高くなることはあります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、もう一人の代表的な方です。

使用水量5立方メートルの和知地区のBさん。ひとり暮らしで60歳から65歳ぐらいの方と想定しました。

料金が450円高くなります。水道の料金改定するときにも言いましたが、基本水量が10立方メートルとすると、使っていない分まで払っていることになるのではないですか。この点についてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう事実もあるということを含めて検討してまいりました。申しわけないなという個人的な気持ちはありました。各全国の自治体を例にして、いろいろ研究して提案しているところです。京都府の水道統計資料の御一人当たり1カ月の使用水量データに基づいて、基本使用料を10立方メートルとさせてまずいただきました。

実態としては1カ月10立方メートル以下の御使用の方は、山水あるいは井戸水等の使用もあろうかと推測されるところでございますが、基本料金はみんなで下水道行政を支えていただくという部分と考えていただいたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 次、使用水量30立方メートルの瑞穂地区のCさんからの質問ということで、コメントいただきたいというふうに思うんですけども、料金が1,750円高くなります。子供が2人おり、どうしてもたくさんのお水を使います。この厳しい時期に何で料金統一と値上げを同時にしなければならないんですか。これは一般的な家庭での使用水量だと思いますが、この点についてコメントをいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

合併協議会で合併後速やかに料金の統一を図ることが確認されてまずおります。また、公共料金等審議会の答申を受け、料金改定を実施することとなりました。従量制を採用することで結果的に値上げになる方もありますが、受益の負担の公平性を重視させてもらったところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、もう2点ほどなんですけれども、使用水量40立方メー

トルの瑞穂地区のDさん。これは40立方メートル以上の方は、一般家庭で500件程度あるというふうに思います。

料金が2倍になります。2倍にもなる料金値上げは余りにもひどいのではないですかという質問に対して、コメントいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

かつて下水道の整備が始まり、その当初から定額の料金をいただいております。当時は、下水道の施設は利用しているみんなで負担し合おうという考えから同じ金額となっていました。しかしながら、今日では使用者で、家族人数による排水量の違いから、また反対に不公平感が問題になってまいりました。こんなことから使用実態に即した従量制を今回採用したところであります。

料金の体系が全く変わることから料金が大きく変わる場合がありますが、3年間の経過措置を設け、配慮したところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 次に、使用水量100立方メートルの丹波地区のEさん。商店経営ということでお尋ねしたいんですけども、確かに水はたくさん使いますが、3,780円の料金が1万6,800円になります。丹波では水の使用料と関係なく統一料金であったのに、ひど過ぎませんか。値下がりする人の分までかぶっているのではないですかという質問に対して、コメントいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

他の市町村での100立方メートルまでの使用料金と比較しますと、同程度となるようにまず配慮をいたしております。料金表を示して説明させてもらっているんですが、超過料金が一定の量61立方メートルを超えると、単価が累進しないようにしております。商店など大量の水をお使いになるところに配慮したつもりであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） コメントいただきましてありがとうございます。

これは、この体系に対して私自身が是非を判断したものではございませんで、それぞれ使用水量の人の料金を見たときに、どないに感じはるやろなあということで質問しましたので御容赦いただきたいというふうに思います。

それでは、通告しております6番につきましては割愛をさせていただきます、次に、7番の今後の具体的なスケジュール、この料金改定を今後どのような形で進めていかれる予定なのか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議会に一番に提案させてもらって、現在は開催しております町長と語るつどいにおいて、下水道料金改定に係る説明を行います。住民の方に御理解を賜るように努め、12月の議会定例会に上程を考えております。議員各位の賛同を賜りますようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 12月議会に上程する予定で進めていくという御答弁でございました。質問の中でも申し上げましたように、今回改正されようとしている内容は、料金の統一と料金の値上げを同時に実施をしようとする内容でありまして、その内容も住民の皆さんにとっては非常にわかりにくいものであるというふうに思います。

現在、町長と語るつどいで説明をされていますが、料金の下がる人には本当にありがたい改定であります。料金の高くなる人にとっては非常に厳しい内容であります。料金が高くなる人の理解を得ること、これが一番重要ではないかというふうに思います。

町長と語るつどい以外に、料金が高くなる人を対象とした説明会の開催などの取り組みが必要ではないかというふうに思うんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御提案検討してまいりたいと思います。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、2点目で通告しております「駅周辺の環境整備と駅周辺の町有地の活用について」伺います。

今年には園部・綾部間の鉄道が開通して100周年という記念すべき年であり、8月22日には鉄道開通100周年記念式典が盛大に開催されました。

式典では、鉄道開通から100年間のさまざまな歴史が紹介され、また、100周年を契機として、「さらなる鉄道の活用によるまちづくりを推進する」という決議がされました。

決議の内容は、1つには、町の玄関口である主要駅の周辺環境の整備について、地域住民や関係団体との協働を図りながら官民一体となって取り組み、安心のまちづくりを行うこと。

2つには、利便性の高い鉄道整備に向け、国と地方の適切な役割分担のもと、京都府や関

係自治体とともに必要な予算を確保し、園部以北の複線化の着実な推進を図り、活力あるまちづくりに取り組むこと。

3つには、官民が一体となって利用促進活動を展開し、親しみやすい鉄道の活用を図り、愛のあるまちづくりの推進を行うことであり、副町長が決議文を力強く朗読の上、提案され、決議されました。

当初は、この提案を聞きまして、何で副町長が提案されるのかなあと感じたところではありますが、よくよく考えてみますと、町として本格的に、そして具体的に取り組む決意ができたので提案されたものと理解したところでもあります。

京丹波町には4つの鉄道の駅がありますが、今回はJR和知駅周辺の環境整備について、4点ほどお尋ねしたいというふうに思います。

この質問は平成19年第4回定例会で質問した内容であり、また、今年の3月議会でも少し触れさせていただき、町長の思いとしての答弁もいただいておりますが、具体的な項目についての見解と、取り組みの是非についてお尋ねをします。

1つには、JRや町営バスの乗降客など、駅を訪れた人が安心して気持ちよく駅が利用できる、また、「水と緑の交流エリア」と位置づけられた和知を訪れる観光客をしっかりと受け入れられるよう体制整備・環境整備を具体的に進めるべきだと考えます。

町営バスを利用する児童や生徒、町民や観光客が利用している和知駅に附帯するトイレを公衆便所と位置づけして、維持管理の仕組みをきっちりと整備するべきであります。

3つ目には、駅舎の空きスペースを積極的に活用し、駅に活気が取り戻せるようJRと協議すべきと考えます。

4つ目には、鉄道開通以来、利用客の利便を図り、住民や観光客の交流の場として存続してきた「人のいる駅」が継続できるよう取り組むべきと思いますが、具体的な取り組み方針があるのかどうか、町長に伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず初めに、確かに、園部駅まで複線電化されました。この際も佐々木市長が会長をしてくださっているんですが、知事に強力に申し入れたことは嵯峨野線という表現じゃなしに、知事のあいさつは山陰本線ということで、特に綾部までを今後も複線電化の要望活動をしていこうというようなごあいさつを常にいただいております。京丹波町に見えたときも、そのような表現であいさつをいただいております。このことが私の大きな使命だという、まず認識しております。

そこで、8月22日には、確かに鉄道開通100周年記念式典が、野間実行委員長を初め

とする「わちふるさと祭り実行委員会」や地域の皆様に大変お世話になって、盛大に挙げてきましたこと、厚く御礼をまず申し上げたいと思います。

ところで、JR和知駅は、地域の交流拠点施設、玄関口として、長きにわたり地域の皆さんにより守られてきた駅であることを改めて感じました。町の振興計画では、周辺環境整備を進め、駅機能の強化と鉄道を利用しやすい環境づくりに努めるとともに、駅を拠点とした地域振興策を推進すると明記しております。駅におり立った方が目にする和知駅周辺は、地域の印象に大きく影響を及ぼすものであり、近隣の観光資源の活用とあわせて「水と緑の交流エリア」としてのイメージアップにつながるように、町民の方や関係機関とも連携して、体制や環境整備を検討していきたいと考えております。

また、トイレのことですが、和知駅のトイレは24時間開放されており、公衆トイレとしての役目を持っております。駅舎の維持管理につきましては、10日に2回、定期的にJR西日本の委託業者がトイレを含む駅施設の清掃点検をされています。また、和知駅振興会、和知の駅を守る会をはじめ、地元老人会など多くの皆様に清掃活動等をお世話いただいているところでございます。基本的には施設管理者であるJR西日本にお世話になり、補完的に管理を行ってまいりたいと、まず考えております。

今後におきましても町の交流拠点施設の玄関口として広く利用いただくため、その管理区分を明確にするるとともに引き続き、地域の皆様方に御支援をいただきたいと考えてもおります。

また、駅舎です。和知駅の駅舎はJRと借地契約し、切符販売、待合室、喫茶・売店、バス事務所として有効に利用しており、空きスペースはないと現在考えております。最近、各駅構内の掲出物について、JRからJR以外のものを撤去するよう指導があり、看板などを撤去したのが実態でございます。

今後におきましても施設の一層の活用に向けて検討するとともに、必要に応じJRと協議してまいりたいと考えております。

町内で唯一「人のいる駅」として和知町時代から町民総ぐるみで無人化対策に取り組まれてきた経過を認識いたしております。鉄道開通100周年の節目を迎え、8月22日の開催の記念式典において、さらなる鉄道の活用によるまちづくりを推進するため決議された事項を踏まえまして、地域になくってはならない駅としての考え方を町民の皆様と共有できるよう努力して、まずまいります。

現在も和知の駅を守る会や和知駅振興会の皆様により、駅の利用促進活動をお世話になっているところであり、改めまして和知駅のあり方等について、各団体の皆様、地域の皆様と

十分話し合い、知恵を出し合って具体案を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ありがとうございました。

先ほど、トイレの清掃の話ですけれども、規則的に清掃がされているのは、10日に2回というのが規則的な部分で、あとはすべてボランティアでやっているという形になっているというふうに思います。やはり駅周辺には公衆便所というのが全くありませんでして、あそこ、ちょうど小学校の生徒たちがバスからおりる場所でもありますし、当然あそこにはバスの詰所といたしますか、出先の事務所もありますし、あのトイレを利用される方というのは非常に多くあります。やはり10日2回のルールでなくて、清掃をするというルールづけ、これをきちっとして、和知の駅へ訪れた人が本当に、「ああ、小さな駅やけど、トイレがきれいやなあ」というのは、やはり第一印象として非常に大きなインパクトを与えるんじゃないかなと思います。ぜひとも今後の検討の中で、もう少し詰めの検討をしていただけたらなあというふうに思っております。

それから、先ほど空きスペースの関係を言ったんですけれども、現在は確かに空きスペースについては、それぞれ利用されているわけですけれども、この利用されている部分がなくならないように、やはりずっと空きスペースがない状態で駅が活用できるように、この点についてもぜひとも地域の皆さんと協議しながらですけれども、進めていただけたらなあというふうに思っております。

答弁については前向きの姿勢で取り組んでいただけるということで、大変ありがたく思っております。

それでは、2点目の遊休町有地（本庄地内）の、ちょうど駅の真上にあるんですけれども、この活用についてお尋ねをします。

JR和知駅北側の町有地は、平成15年に老朽した町営住宅が撤去され更地となっているもので、面積は約3,000平方メートルありますが、活用の具体的な内容が示されていません。総合計画の基本方針に沿った活用を具体的に進めるべきであります。

現状はといいますと、近所の有志数名がこの広い空き地の草刈りを年に数回実施され、いつもきれいな状態で維持をされています。しかし、「何の計画もない空き地の管理を無制限にせよ」といっても、これは無理な話でありますし、早急にこの土地をどう使うのかを決めて、その上で維持管理の仕組みも整理すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、近隣の方で草刈りなんかしてもらっているという話を聞いて、非常に申しわけないなあという思いでまずあるんですが、住宅跡地の今後の利活用につきましては、合併後におきまして、優先的事業推進可能地として、まず評価いたしております。現在、普通財産として管理しておりますが、面積や官民協会が確定していないことから、面積測量及び境界確定のための経費について、本9月議会に補正予算をお願いいたしているところであります。

今後の土地利用につきましては、和知駅に近いという好条件の土地であり、地元の皆さんの意向も伺いながら分譲地や貸付地の検討を行い、土地の合筆や分筆などの底地の整理、区画整理工事などの必要な作業を年次計画的に行うことといたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ありがとうございます。具体的な動きがいよいよあらわれたということで理解をさせていただきました。

境界確定から進めていくということですが、地元の区長さんなどともいろいろ相談をされながら、スケジュール的にも明確にして取り組んでいただけたら非常にありがたいというふうに思っております。

それでは、引き続きまして、3点目のケーブルテレビの運用について伺います。

丹波・和知地区では、ケーブルテレビの引込線工事・宅内配線工事が進み、試験放送を視聴されている家庭も増えており、さまざまな反応も聞く機会が多くなってきています。

テレビの映像がきれいになったことやインターネットサービスに対する評価もありますが、一方では、宅内工事を実施して多額の費用負担が必要になってびっくりしたり、試験放送を視聴して放送チャンネルに疑問を持ったりしておられる方が多くあるのも事実でございます。

現状と課題ということで、今後の方針について伺います。

まず、1つ目には、加入申し込みの状況と引込線工事・宅内工事の進捗状況はどうなっているのか。また、これからの工事について課題が残っているのかどうか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

加入申し込みの状況は、8月31日現在4,089件、丹波地区が2,637件、和知地区1,452件となっております。

引込工事につきましては、8月30日現在2,906件で、加入申し込みによる進捗率は

71.1%です。また、それぞれ地区別では、丹波地区1, 718件、率にしますと65.1%、和知地区1, 188件、81.8%の進捗となっております。

宅内工事は、告知端末機の稼働状況から約1,650件程度の工事が完了している状況でございます。

課題としまして、未加入者への対応として、今後、年末にかけ再度のチラシの配布や各区区長様からの状況提供等をいただきながら、加入促進に努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それぞれ加入申し込み、引込線工事の状況、宅内工事の進捗状況、課題について答弁をいただきましたが、加入申込者が最終的にどの程度になるのかというのは、まだちょっと不明ですけれども、未加入者に対しては加入促進に向けての取り組みをするということでした。

この宅内工事の実施に伴う課題と申しますか、この点について、いろいろ町民の人から声が上がっている部分があります。私の聞く範囲では、多いのは、宅内工事の費用が3万円から5万円ぐらにかかっているようでありまして、高いものになりますと10万円を超えている場合もあるようでございます。

費用の内訳の中でも丹波地区、和知地区、あるいは業者によって、かなり差があるようであります。もちろん中身についても差があるわけなんですけれども、町からは宅内配線工事作業に当たっての心得ということで、細かな工事用の注意事項も認定業者の方に配布がされているようございまして、また一方では、宅内工事台帳の提出も指示をされているようです。この工事台帳の提出についての費用請求が行われている場合がございます。請求を受けた人からは、「町が指示した部分の費用がなぜ請求されるのか」というような疑問の声も上がっているというふうに思います。もし把握をされておりましたら、この点についての見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの小田議員さんからの御質問の中で、宅内工事に係ります工事台帳の部分につきまして御質問をいただいております。

この工事台帳につきましては、宅内工事を実施した際に必ず、その宅内の配置状況であり

ますとか配線状況、それから、こういった機材を使用したかといったようなもの、それから、必ず通電をしているか、しっかり伝達をされているかと。情報の内容が伝達をされているかというチェックを行うものでございます。

そういったものにつきましても業者によりましては、それを文書料というような形で請求をしているというところも確認をしているところでございます。その点につきましては、こちらのほうから当然提出を求めている部分ではございますが、業者におきまして資料の作成という部分で、個人の方に請求をされている部分かというふうに存じておりますので、その部分での指導等につきましては行っていないという部分でございます。

また、その工事台帳の関係につきましても、こちらのほうで提出の義務を義務づけているものでもございますけれども、一定業者からしますと、文書の作成という部分でもございますので、その点に関しましては町から特に指示をしているものでもございません。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 今答弁をいただきました。この文書部分、請求書の内訳を見ますと、その文書部分で、大体3,000円から5,000円ぐらい請求されている方もありますし、全く請求をされておらない業者さんもあるようでございます。こういう状況にあるということをお認めいただきたいなあというふうに思います。

CATVの拡張整備工事も最終段階に来ているわけですが、最後のステップであります宅内工事が、この事業の詰めの部分であるというふうに思います。この詰め部分を町内の認定業者に担ってもらっているわけですから、宅内工事がスムーズに進むように、しっかりと指導し、町としてもかかわっていかなければならないというふうに思っております。

認定業者の悩みも当然聞かなければなりませんし、町民がこの工事で非常に不快感を覚えるというようなことも、これはまずいというふうに思います。指導するといいますか、情報交換をする機会を定期的に持って今後、最終段階までの工事がしっかり終わるようにしていただきたいというふうに思いますが、この点についての見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

まさに今御指摘いただいているとおりでして、実を言うと、私の席にも電話がかかってきたりしているんです。そういうことで現状の要綱でもつくって対処する以外にないので、時間かかるし、そういうことを今回に限ってはちょっと無理ですと言ってお答えしているんで

すが、業者を含むことについては適正に情報交換して、時には指導していきたいと、そんな思いでおります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） そのほかにもNHK - BS放送の視聴に係る問題とか、BS放送の受信に伴う費用について、あやふやなところがあったようでございます。この部分についてもきっちりと整理をしておくべきだというふうに思っております。

それでは、最後の項目の3点目、地上波放送がデジタル化になる来年7月以降も一定期間デジタル放送をアナログに変換して放送をすることができないか。これは法的に制限があるのかどうか。その辺も含めてお尋ねしたいというふうに思います。

この点につきましては、今現在アナログ波で流している分だと思うんですが、衛星放送、こちらでいうと9チャンネルと11チャンネルですか。この部分のデジタル波が流れていないという状態になっていますし、それから、その分を含めて、いわゆる現在アナログで流れている放送番組をデジタル化になったときに、もう一度デジタルをアナログに変換して再送信というかわかりませんが、できないかどうか、その辺のところについての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

来年、平成23年7月24日をもって現在のアナログ放送が終了することとなっております。現在は、各放送局から再送信の契約の同意をいただき、ケーブルテレビ網を使ってデジタル放送とアナログ放送を流しております。アナログ放送終了によって現在流しているアナログ放送部分ではなくなり、デジタル放送のみになることとなっております。

一方、アナログ放送終了後もデジタル放送をアナログ放送に変換して流すことも一定の方策として上がっておりますが、デジタル放送をアナログ放送に変換して放送する場合の問題点も多くあることから、アナログ放送に変換しての対応はできないものと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） デジタル放送をアナログに変換して送信することはできないという答弁でございました。

既にケーブルテレビの台につないでテレビを見ておられる方、これはかなりあります。もちろん瑞穂地区は全世帯がそうなんですけれども、その中でもやはりケーブルテレビにつな

いでいるけれどもアナログのテレビで受信されている方、この方もたくさんいらっしゃるの
は事実でありまして、来年の7月24日にアナログ放送が終了しますと、ぱたっと電波がと
まった途端に見られんようになる人がかなり発生するんじゃないかなあというふうなことを
危惧しとるといいますか、思っております。電波がとまって初めて、「ああ、これ、何も対
応ができていなかったんじゃない」という家庭も出てくるんじゃないかなあということをし
います。

以前にコンピューターの2000年問題というのがありましたけれども、来年の7月24
日は2011地デジ問題と、こうなるのではないかなあというふうなことを実際危惧するわ
けです。日本全体で見ますと、かなり出てくるんじゃないかなあというふうなことを思っ
ております。ケーブルテレビを運用する以上、NHKや国の問題として捨てておくわけにはい
かないんじゃないかなあというふうに思います。

確かに、チューナーをつければ見られるというのもあるんですけども、せめて一定期間
だけでもやはり今の放送を、デジタルをアナログに変えて送信することを検討をする必要が
あるんじゃないかなあというふうなことを思っております。その当日になって慌てて、じゃ
んじゃん電話がかかってくる、ケーブルテレビどないなとるんやいうことで、いっぱい電
話がかかってくるわ、対応策がないわというのでは非常に危ないんじゃないかなあというふ
うに思いますので、この点について改めて見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原則、さきにお答えしたとおりであります。まず、デジタル放送をア
ナログに変換してということは多額の費用がかかるというふうに記しております。そのとお
りだと思います。その上で今、御提言いただいたようなことを庁内で検討すべき課題だなど
いう認識でおります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ぜひ危機管理ということで検討をお願いしたいというふうに思いま
す。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで小田耕治君の一般質問を終了いたします。

ただいまから庁内の時計で10時20分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時05分

再開 午前 10時20分

○議長（西山和樹君） ただいまより休憩前に引き続きまして、一般質問を開始いたします。

次に、村山良夫君の発言を許可いたします。

6番、村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 6番、村山です。

それでは、早速なんですが、さきに提出いたしました通告書に基づきまして、質問をいたしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

まず最初には、去る7月28日に執行されました瑞穂中学校体育館工事の入札についてでございます。

JVですけど参加7業者のうち最高金額を入札された方が落札をされるというような結果になりました。一般的に考えますと非常に理解しがたい結果でした。その要因といえますのは、総合評価競争入札にあると思われまふ。そこで、総合評価競争入札についてお伺ひをしたいと思ひます。

まず最初に、その審査委員のことですけれども、これは試行要綱によりますと、指名委員が当たるということになっておりますので、指名委員会のことについて、その形態、いわゆる人員、委員長というんですか責任者、それから任期について、まずお聞きをします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、お答えいたします。

総合評価競争入札審査委員会において、建築士等の資格を持った職員を含めて選出いたしております。

残余は、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ただいま指名委員会についての御質問を受けました。設置要綱がございまして、委員につきましても、総務課、監理課、産業振興課、土木建築課、水道課、そして今言いました各課の課長、それに参事をもちまして構成をしております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今の質問で委員長とか任期というものには答えていただけていないんですけど。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） すいません。委員長は副町長でございます。また、任期につきましても、その職にある間は委員としてお世話になるということでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

- 6番（村山良夫君） 次に、その委員の選出ですけれども、今お聞きしますと職務に対する充て職みたいな形になりますので、その選出をするということじゃなしに、例えば、総務課長になれば、そのときから委員になるということのようでございます。ですので、これは選出権限者というのは町長になるわけですか。
- 議長（西山和樹君） 山田監理課長。
- 監理課長（山田洋之君） 町長でございます。
- 議長（西山和樹君） 村山良夫君。
- 6番（村山良夫君） それで、この方がこういう委員になっておられるというのは、例えば議会とかと協議するとか、報告をするという機会はないわけですね。
- 議長（西山和樹君） 山田監理課長。
- 監理課長（山田洋之君） 一定お認めいただきました予算の中でございますし、町の執行ということでございますので、そういった機会はないと考えております。
- 議長（西山和樹君） 村山良夫君。
- 6番（村山良夫君） 執行と違って、指名委員会の人選についてということなんですけど、それはないわけですね。
- 議長（西山和樹君） 山田監理課長。
- 監理課長（山田洋之君） 議員おっしゃるとおりでございます。
- 議長（西山和樹君） 村山良夫君。
- 6番（村山良夫君） そうすると現在の職種というんですか職務でいきますと、委員長が畠中副町長、それから委員が伴田総務課長、山田課長、久木課長、十倉課長、木南課長と、こういうことになると思うんですが、その要綱の中に委員長の代理者というのが参事となって空白になっています。現在、参事職の方が教育次長を含めて3名おられるわけですけれども、これは前もって決めておく必要はないんですか。かつ、現在はどうなっているんですか。
- 議長（西山和樹君） 山田監理課長。
- 監理課長（山田洋之君） 構成されております参事でございますけれども、現在につきましては野間参事なり、岩崎参事の2名が入っていただいて、審議に加わっていただいております。
- 議長（西山和樹君） 村山良夫君。
- 6番（村山良夫君） これちょっと今のはおかしいと思いますのは、委員長というのは1名のはずですし、代理者というのが2名おられるということになりますと、どちらに権限があるのか。例えば、代理者の主たる代理者と副の代理者ということになればわかるんですけれ

ども、そうでないと2名ともですと意見が合わなかったとき、どちらの意見が採択されるのか、ちょっと疑問に思います。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 委員長に事故があるときは参事がその職務を代理するということで書いてございます。事業的な委員会でございますので、どちらかといいますと事業参事であります野間参事ということで考えております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そうしたら野間参事にはまことに申しわけないんですけど、きょう委員長さんが欠席でございますので、ちょっとだけその試行要綱の中にあります文面のことでお聞きしたいと思います。

その中に「価格以外の技術的要素」とこう書いてあるんですけども、この「価格以外の技術的要素」というのは具体的にどういうことなのか返答をしていただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野間参事。

○参事（野間広和君） 御指名を受けましたので、価格以外ということでございますので、技術的な内容というふうに理解をしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） その文章の中に「技術的な要素」と書いてありますから、技術的な内容以外の何物でもないと思うんですが、その中身がどういうものかお聞きしたいと思ったんです。

これは若干専門的なこともあるかとは思いますが、多分その施工計画の中の品質管理、安全管理、工程管理、この3つの要素だと思うんですが、それで監理課長よろしいですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 大きくは今おっしゃいました品質管理なり施工管理ということでございますけれども、現場に応じた周辺環境対策というようなものもすべてひっくるめて提案ということで解釈をしております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そこで、若干疑問というか心配をするのは、先ほども申し上げましたように、その審査委員ですね、いわゆる指名委員が兼ねるわけですけども、その評価とか総合評価方式の入札の採用した工事にするとかいうのは、かなり専門的な知識がないと判断

は非常に難しいというように思うわけです。

そこで、資料を皆さんにお配りしていただくようお願いしてはいたんですけども、これは偶然、私気がついたんですが、今現在行われています須知公園の側溝工事で、途中で側溝がとめてあるんですけども、その型枠がはまったままの状態が、完成検査が終了しているわけです。この程度の検査しかできない方が、本当にきちっとした評価ができるのかなという疑問を持つわけでございます。これは重箱の隅をひっくり返して、これをわざわざ発見してきたんじゃないしに、ほかのことが町民の方から相談がありまして現場を見ていたら、こういう現象がわかったわけです。これは偶然そういうことだったのかもわかりませんが、やはり若干の疑問を感じているような次第でございます。

そういうことを前提にしまして、先ほど申し上げました総合評価方式の試行要領に基づきまして、その入札の仕方を選出する行為と、それから評価の課題ですね。ポイントを選出する、その決定する手順をちょっとお聞きしたいとこのように思います。

今申し上げました要綱によりますと、価格以外の技術的な要素を評価して、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約ができる工事に執行すると、こうなっているんですけども、そこで今回、瑞穂中学校の体育館工事がどういうところで、その総合評価方式を採用されたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 細部ですので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） どういうことをもって総合評価方式にしたのかということでございますけれども、価格も多額の工事でしたし、特に、学校の生徒さん、先生方、そういった方もたくさん関係するということで、特に安全性を重視するということもございましたし、年度末には必ず完成させるというような指令も受けておりましたので、そのあたりを重点的に提案をいただいて、確実な品質のよい屋内運動場を完成させるということを総合的に判断しまして、総合評価方式を採用したところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今回答していただいたので結構かと思いますが、要綱の中には金額の大小についてはうたっていないように思います。また、これは返答していただかないで結構ですので、確認をしておいてください。

それから、次に、今回提案をする項目を3つ決められています。

まず、1つにコンクリートの品質の向上、2つ目に施工中の安全確保、3つ目に実施工程

の管理、こういうことが上がっているんですが、それぞれこのことを上げられたねらいというんですか、なぜ上げられたのかということをお聞きしたい。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 今回の工事のテーマは3つですけれども、まず、コンクリートの品質向上につきましては、主要な躯体の材料でもありますし、ひび割れ等防止対策について提案を求めたということでございます。

また、施工中の安全確保につきましては、先ほど言いましたように開校中で現場も狭いということもございますし、もちろん生徒さんや教職員さんの安全確保は不可欠なものであるというところから、安全確保に関するテーマを設定したところでございますし、3つ目には実施工程の管理方法ということで、今回の工事につきましては建築本体はもちろんでございますけれども、電気設備、機械設備、また、解体工事といった工事が含まれておりまして、全体的な的確な管理体制のもと、工程管理が十分できるようにという思いで3つのテーマを決めたところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 3番目の実施工程の管理というのは、4月までに完成をしなければならぬという工程管理のことじゃないんですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 工程の管理ということももちろん含まれてございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 次に、採点の手順についてお伺いをしたいと思います。

さきの臨時議会で採点をする手順について、次のように回答していただいたと記憶をしているんですけれども、ちょっと確認をしておきたいと思います。

まず初めに、担当課2名と監理課2名で下評価をする。その次に、国交省の福知山の出先機関の副所長さん、この人が学識経験者ということだと思うんですが、この人に意見を聞く。3つ目に、指名委員会委員による評価を得て、委員長が最終決定をすると、こういうことになると思うんですが、これで間違いありませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

総合評価競争入札審査委員会で選出された職員でまず審査、評価案を作成し、学識経験者

から意見を聴取した後、総合評価競争入札審査委員会において評価、決定をいたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そうですけど、ちょっと違いますのは、審査委員会というのは指名委員会のはずですね。そうすると指名委員というのは畠中副町長を委員長としまして、総務課長、監理課長、産業振興課長、土木課長、水道課長のはずではないんですか。そうすると、下評価といえども、担当課というのは今回の場合は多分教育局のほうだと思うんですが、ちょっとわかりませんが、担当課というのはどこかというのでも聞きたいんですが、監理課2名というのは、課長だけじゃなしに、課長のほかの方もされるのですか。

そうしますと、この要綱に違反をしている行為ではないかなというのと、それから、先ほどありました学識経験者で副所長さんとかうおっしゃっているのは、複数じゃなしに1名でございますね。その点お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課長のほうから答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） まず、指名委員会と総合評価競争入札の審査委員会との関連ですけども、審査委員会のメンバーが総合評価の競争入札審査委員も兼ねるということでまずございます。

それと、提案されました内容の評価するわけでございますけれども、各課長、専門的などころもわからないところもございますので、先ほど議員がおっしゃいましたように通常は4人、その審査委員会で一定の経験や資格を持った職員を含めて、監理課は通常2名参加しておるんですけども、そこで一定評価をした上で最終、国交省の学識経験者と副所長さんに意見を聞いた上で審査委員会で決定しているところでございます。

それと、学識経験者の方につきましては、福知山の所長さんお二人でございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 厳格にこの評価をしていただきたいというのは次に申し上げるわけですが、今も申し上げましたように、いわゆる審査委員というんですか、指名委員でない職員が下評価にせよ、入るという行為については問題があると思うんですが、そうは思われませんか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 最終はもちろん委員で決定するわけですがけれども、評価の提案ということで技術的な資格等を持った職員が、やはり専門的なところから評価をして、それを審査委員会に提案をするということで認識といたしますか、運用をしておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そういうことでしたら試行要綱を現状に合うように変更されておく必要があるんじゃないかと、このように思います。

それから、その次に、なぜしつこくその評価のことについてこれだけ申し上げるかといいますと、この総合評価方式の競争入札の場合、1点の価値というんですかね、それが非常に大きく影響します。極端な言い方をしますと、入札参加業者の中で、その1点が皆さんより、他の方より余計取れるということになりますと、最低価格の算出というのは、これはもう業者でしたら常識的に可能なんです。若干の可能な誤差はありますけど、可能だと。それから、1点の金額というのは一応予定価格の0.9%ぐらいだと。これを組み合わせますと、かなり今回みたいに一番高額でも落札できる。今回の場合でも、まだ二、三十万以上高く入れても落札ができるというように、この評価そのものが本当に公平で正確であるかということが問われますので、ですので、えらいしつこく今までお聞きをしました。

そこで、評価の正当性というんですか、制度をチェックする、いわゆる担保するためにチェックする体制というのは、どこかへ委託をされて検討しておられるとか、そういうことはされているんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

試行要綱で総合評価方式によることの適否、あるいは落札者を決定する基準を定める場合の留意事項、そして評価の決定事項については、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならないとしており、入札方式選定の段階からチェックをしていただいております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） その学識経験者の意見とか、そういうことについては当然のことですがけれども記録し、保管されておりますね。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 学識経験者の意見はもちろん、当初、公告前に一度、総合評価方式ですというそのものの適否とかいうチェックも受けておりますので、二度出向いております。もちろん議事録といいますか記録も残っております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 記録が残っておれば、それでもいいんですけれども、その方の社会的というんですか、その方にさせていただいたということで、それが正当で、かつ正確であるという評価を本当にできるのかなという疑問があります。そういうことから議会の監視機能というんですか、監査機能を生かす方法は考えられないわけですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今のことにお答えいたします。

議案審議の中で事務処理や事業実施が適正・公平・効率的になされているかを御審議いただいているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） ちょっと今の回答は言ってる趣旨と私の説明が悪いのかもわかりませんが、若干違うんです。詳しく申し上げますと、8月9日の臨時議会で議会の監査機能を生かすために評価をされた資料を提供していただくように要望をいたしました。ところが、競争上の利益と直接関係しているとの理由で拒否されました。かつ、その追記というんですか、「なお」と読んだらいいんだと思うんですが、現在、各社からの同様の開示請求も拒否していると追記がしてありました。これは、どういうことなのかというのは、拒否する法的根拠が何かあるんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 今の御質問ですけれども、確かに9日の臨時会の席におきまして、私のちょっと聞き違いであったかもしれませんが、全業者の評価された資料を議会のほうに提出してほしいという要望であったかと思えます。

これにつきましては町の情報公開条例というものがございまして、何人でも公文書等を開示請求することができるんですけれども、逆に、開示できないという公文書の規定もございまして、特に入札等の文書につきましては、やはり各会社の提案内容といいますのは技術的なノウハウ、また一つの財産であると思っております。それを開示することによって不利益

が生ずるといふふうに判断をして資料提供ができない。建設会社だからどうということはないし、だれに対してもという意味でお答えしたところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今の説明ですと、相談をされる学識経験者の方もその資料は全部持っておられるわけですね。そうすると議会と学識経験者とは町民にとってみて、どちらを優先するというか、大事にしなければならない。学識経験者の人のほうが議員というか議会よりも、そういう意味では優位な位置にあると、こういうぐあいに理解されているんですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 議員の皆様方と学識経験者というのはまた立場が別でございますので、その両者をどういうふうに位置づけているのかというふうなことは、ちょっとお答えに苦しむところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 多分回答を拒否された法的根拠と申しますのは、地方公務員法第34条の公務員の秘密を守る義務ということじゃないかと思えます。ここでは特別公務員であります議員については原則として問われない。今回みたいなこういうところには傍聴の方もおられますし、また、議員活動でいろんなことも言いますので問われないと、こういうことになっている。これが根拠で今おっしゃっているんだと、こう思うんですけど、そうじゃないですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） もちろん先ほど言いました情報公開条例に基づいてということもございまして、公務員としての守秘義務というものもございまして、また、議員さんにも守秘義務があるというふうに解釈をしております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 議員に守秘義務があれば、提供されてもいいんじゃないですか。そうじゃなしに、議員には原則として守秘義務は問われない。議会のこういう答弁で得た情報を第三者に漏えいしても、漏えい罪では問われない、これが原則になっています。ただ、その会議の種類というんですか、秘密会議というのがあります。この秘密会議の席上で知り得た情報は、議員がそれを第三者に漏えいした場合は漏えい罪で罰せられると。いわゆる秘密を守る義務というのがあるということになっています。

ですので、今後というか、そういうこともよく勉強していただいて、もう少し情報公開に積極的に、前向きに取り組んでいただかないと、前にも私質問したことがあると思うんです

が、京都府下の自治体の中で情報公開度というのは、かなり低いレベルになっています。やはりこれから協働の社会をつくっていくという中では、理事者と町民がお互いに情報を平等に持つことが非常に大事だと。そういう意味で、こういう姿勢というのは非常に困るというように思います。一応検討しておいてください。

その次に、現在、各社から云々という文章がありますが、これはどのように理解したらよろしいんですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 臨時会以降の質疑、回答ということで確かに、文章の最後に「各社から同様の開示請求がされた場合も開示しておりません」と明記をしております。これにつきましては、各社から提案していただいた最終的な評価の評価点というのは、金額と同時に公表をしております。ただ、その細かい内容につきましては各社わからない部分もあるかと思えますけれども、各社それぞれ1点の重みが大変重いということもございますので、一番気になるところでございますけれども、問い合わせがありましたところにつきましては、その会社の部分につきましては説明責任もございますので、何を評価した、しなかったというような説明をしているところでございまして、その際には、他社の評価内容につきましては説明も開示もしていないというところでございますので、そういった内容をこの文書に書いたところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そういうことをお聞きしているんじゃないしに、わざわざここに「なお、各社から同様の開示請求も拒否している」ということは、入札に参加された方にも情報公開を拒否しているから、当然議会議員にも公表ができないという文章というふうにするのが、この文章は当たり前でないかなあところだと思いますと、地方自治法の二元代表制のことについて御理解をされているのかどうか若干疑問に思います。

町長、いわゆる理事者とそれから議員、議会というのは町民からそれぞれ選ばれて、ある意味では対等の立場です。町長は発注する工事にいわゆる入札参加される業者と、それをチェックしたいと僕は思うてんですけど、議会の立場というのは、やはり私は理事者と議会是对等の立場ですから、このただし書きみたいに、参加した業者にも通知しているのやから、議会にも出しませんよという文章は非常に議会軽視でないかなあというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 先ほども少し触れましたけれども、業者に開示していないから議

員さんには開示できませんよという意味で取られているかと思うんですけども、先ほど言いましたように、だれに対してもという扱いで回答したという認識でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） もしもそういうことなら、この「現在云々」というのは書かれる必要がないですわね。今後、気をつけていただきたいのと、これだけ申し上げて秘密会議に、これは議会がしていただけるかどうかは議長さんをお願いをせなあかんわけですけども、その場合でも評価資料は提出いただけないかどうか、ぜひ一度検討しておいてください。よろしくをお願いします。

それから、今、一般的な総合評価方式のいろんな問題点についてお聞きをしたんですけども、今回行われました瑞穂中学校体育館の工事について、その疑問点を上げてお伺いしたいことがございます。

まず最初に、この工事を総合評価方式の入札に選んだ理由というのは先ほど幾つか上げられました。逆に、同時というか、2カ月ほど時差はあるんですが、桧山小学校の体育館も同じ工法、いわゆる鉄筋コンクリートで工事が始まっています、どちらも工期が23年3月18日ということになっているんですが、なぜ、これは何か時間がないという話は前のときも臨時議会でしたか、その前でしたか、お話がございましたけれども、単純にそれだけなんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 入札に係る出発点が、事務ですけども、遅かったと言われれば、それまでかもしれませんけれども、桧山小学校につきましては以前御説明しましたように、夏休み中に4割近い工程をこなさなければならないという内容が特にありましたので、それに逆算すると、総合評価方式でしますと、やはり事務的な日数が通常の価格競争入札よりもかかりますので、理由としては手続に日数がかかるということだけでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今の説明でちょっと合点がいきませんのは、確かに校舎の耐震工事というのは勉強にも使うわけですし、必要かと思うんですが、体育館の新築ということだけを取り上げて考えますと、ほぼ規模も一緒、ほぼというか構造体も全く一緒のものをされているのに、なぜ選別されるのかなあというのは非常に疑問です。これ以上聞いても、ちゃんと

言うてもらえへんと思いますので、この辺でやめておきます。

それで、その次に、評価の課題の問題点、ここでちょっと非常に、この3つについては、入札そのものの存在を否定するようなことがあるんじゃないかなというように思います。

まず初めに、コンクリートの品質向上ということで採用されたようですけども、私も若干、第二の人生を建築業界で過ごしていますので、いろいろと聞いたり何かしていることですので、本当の知識はどうか疑問には思うんですけども、かなりコンクリートの工事に精通しておられる京都大学のそういう専門の大学を出られて、ダムとか高速道路なんかのコンクリート工事を中心にやっておられる方にお聞きしますと、建築物でコンクリートの打設するのに秘密にせんらんような、いわゆるものはないん違うかと。普通の建設業者だったら、そんなこと今さら言う必要もないんじゃないかというようなお話をされていました。

ただ、夏場とか冬場のコンクリートの製品というんですかね、品質をよくするために入れる薬、減水剤とか何かいろいろあるそうですが、その部分についてはメーカー側の特許があると思います。しかし、それを使って施工するというのは、一般的な建設業者であれば常識的であるというようなことをおっしゃっていました。その辺はどうなんですか。

○議長（西山和樹君） 工事の内容について聞かれているわけですね。

山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） コンクリートにまぜる養生剤というんですか、そういうふうなものも全社の提案内容を今すべて把握しておりませんが、そういうものがあるということとは認識はしております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そこで、ちょっと疑問に思いますのは、桧山小学校の場合は特記仕様書のみですね。だから、採点からいきますと0点ですから、100点になっている。今度の中学校は108点という評価になっているわけですけども、そうしますと同じような体育館を建てている桧山小学校については、でき上がった生産物が中学校に比べて品質が落ちることを前提にされているわけですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 桧山小学校を総合評価でしなかったことによって品質が落ちるということは、あってはならんことですし、中学校については、より品質を求めたということでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そういうことが、それはよりいいという話ですけども、結果的にそ

れほど評価の対象にするような項目でないということだと、このように思います。

その次に、施工中の安全確保ということでお聞きをします。

私ども議会にもそのように報告があったんですが、工事用車両というのは運動場の側の町道を仮拡幅して、そこを使用するという事になっていたと思います。ところが、9月になってからですか、学校が新学期が始まってから現場を見に行ってきました。そうすると町側から校門を上がって、生徒が通学する動線を交差して行っているようなことになっていました。そういうことを施工業者がやっているわけですが、そうしますと安全確保の上で一番危険な方法を選んでいるのが、何でこんなことになるんですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 確かに議員おっしゃいますように、入札のときに任意仮設として町が示しておりましたのは、体育館の上に町道大朴皿引線というところから進入するのが、その時点においては一番安全上よいという提案の中でお示しをしております。それがなぜ現在に至っては正門からの進入になっておるのかということをございますけれども、臨時会するときにも少し説明があったかもしれませんが、町道から鋭角に入るということもございましたし、それよりもまして入札後、業者さんとの協議の中で、鋭角に入らなければならないということ、それよりも鋭角に入ってから次、現場を直角に右折するほうに新しい体育館が建つんですけれども、鋭角に入るというのは細い町道がありまして、もちろん生活道路でもございますので、それをとめるわけにはいかないということもありましたし、今言いました、すぐに直角に右折しなければならない部分が体育館の壁の部分の型枠を組み始めますと、残る部分が2メートル程度しか残らないというようなことの問題が再確認できまして、そのあたり業者と施工監理の業者も含めてですけれども協議がなされまして、最大限生徒さんなり先生方の安全を確保するという事で、その後、学校への説明なり了解を求められ、また、関係区長さん、地元大朴区の区民の皆さんを対象にした説明会もされた後、また、沿道の20数軒の方にも説明をされたというふうに聞いておりますけれども、大型車両がどうしても生コンを積むポンプ車、さらには大型クレーン車がどうしても進入できないとかございましたので、最終的にはもちろん生徒さん等の安全は確保するというのが最低条件でございますし、登下校時は進入車両がないというようなことを徹底しながら、現在、正門からの関係車両の進入となったところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） この問題はちょっと保留をしておきまして、次のことも一緒にお聞きしたいと思います。

これは事実かどうかを確認したいんですが、実施工程の管理というところで、旧体育館は新体育館ができるまで教育施設として使用する。完成した後、撤去するという説明であったんですが、偶然そのときお目にかかった学校関係者のお話によりますと、すぐではないようですが、工事が完全に完成するまでに古い体育館の撤去をされるそうですというような話があったんですけど、これは事実ですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 教育委員会のほうから答弁させます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） ただいまの御質問でございますが、私どもが伺っておりますと、やはり工期等の関係もございまして、一部重複する期間が生じるというふうに伺っております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） それで、先ほどの1番と2番ですね。安全管理、それから工程の管理、これ、どちらも入札条件とは違うことに変更されているんですけども、こういう場合、工事打ち合わせ簿というのをつくって協議をして、その内容を記録として残すんですが、この記録はちゃんと残っていますか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） もちろんこれまでの経過につきましては工事打ち合わせ簿を作成しておりますので、記録として残しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） それで、これ、評価の対象にされた3つの課題がそれぞれかなり違うというんですか、問題を含んでますね。これは極端に言えば、落札された方を除いた6業者の方にとってみたら、こんな内容に変更になるんなら、もっと入札の仕方があったとこう言われたとき、どう回答されるおつもりですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） テーマにつきましては各社共通認識されていたと私どもは思っておりますし、最終的に先ほどから出ております仮設道路につきましては、落札されました業者さんの提案の中には一部そういう提案も含まれておりましたけれども、その時点におきましては先ほど申しましたように安全性が確保できないということで、こちらも評価はしておりませんし、最終的に落札者が決定された時点において、最終的に正門からの進入路になっても評価も減点もしないという扱いをするということで、最終的には現在、正門からの進入

になっているところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今の状況というんですか、お話を聞いていますと、本来、発注したときにいろんな条件を出しているわけですね。それを何か、今回落とされた業者には特別な扱いをされているのかなあというような気がします。そういう意味からも先ほどから申し上げていますように、この総合評価方式で入札をされたときは、その経過を秘密会議にしてでも議会で監査できるようにしていただきたいと、このようにくれぐれも思います。

それともう一つ、時間が迫ってきましたけれども、その進入路の話ですけれども聞いていますと、生徒さんの登校・下校時間だけ別個にガードマンを置いていただいて安全を図っていただくと、こうことになっていますけど、必ずしもそのときだけ人が通るということありませんので、これは提案ですけど、逆に、工事車両が通るときだけガードマンを配置するというようにして、それ以外は工事車両は通らないというようにされたほうが、より安全が確保できると思いますし、それぐらいのことは業者も応じるべきだと。これが本来の評価点に係る問題だとこのように思います。ひとつその点よろしくお願いします。

それから、まことに申しわけないんですが、あとの通告書が時間がなくなりまして、もう今さらできませんので、まことに残念に思いますけれども、あとのことにつきましては後日の機会にいたしたいと、このように思います。まことに申しわけございません。これで終わらせてもらいます。

○議長（西山和樹君） これで村山良夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時17分

再開 午後 1時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

3番、篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、平成22年第3回定例会における私の一般質問を行います。明確な御答弁をよろしくお願ひいたします。

1点目は、有害鳥獣対策についてお聞きをいたします。

有害鳥獣対策につきましては、今日まで個体数の減少と被害防止を図るため、駆除班によ

るシカ、イノシシなどの駆除や捕獲おり、金網、電柵などの被害防止施設が設置されてきました。

しかし、農作物への被害は一向におさまる気配がございません。今日までのような対策を続けていますと、今後被害はさらに拡大しますとともに農家の生産意欲は減退し、荒廃農地は増加し、また、本町の基幹産業であります農業は後継者不足も加わりまして、危機的な状況に至ることは明白であります。今後どのような対策を行うかを検討する上で、被害状況を的確に把握する必要があります。平成21年度の農作物等の被害状況についてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

京都農業共済からの被害状況資料と農家組合長さんへの依頼でアンケート結果がまとまっております。

平成21年度の被害総面積は7,339アール、被害金額にしまして4,620万5,000円となりました。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ただいまの被害面積及び金額につきましては御答弁いただいたところでございますが、有害鳥獣別の被害面積と金額は調査をされているのかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興長。

○産業振興課長（久木寿一君） 被害面積につきましては鳥獣種類別に集計をいたしております。ただし、金額については集計いたしておりませんので御容赦いただきたいと思います。

まず、イノシシでございますが2,794アール、サル343アール、シカ3,964アール、その他アライグマとかヌートリア、カラス等ございまして、先ほどの合計7,339アールというふうになります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 最も被害が大きかった地区はどこか、調査をされているかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興長。

○産業振興課長（久木寿一君） 申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。申しわけございません。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 今後、被害が大きい地区はどこか調査をしていただきまして、被害が大きい地区を優先的に、被害防止施設等の設置を考えていただきたいというふうに思っております。

そこで、先ほど報告にございました4,600万円余りの被害金額のうち、農業共済で保険金として支払われた金額は幾らかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興長。

○産業振興課長（久木寿一君） 作物別に申し上げますと、黒大豆が100万6,950円でございます。それから水稻が179万5,500円、小豆が7万6,500円でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） それでは次に、本町の有害鳥獣の生息数と21年度中の繁殖数につきましてお聞きをいたします。

有害鳥獣の場合は府県、市町村を越えて移動しますから、本町の正確な生息数、繁殖数の把握は困難であると思っておりますが、わかっている範囲内で頭数がわかれば、お願いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今おっしゃっていただいたとおり、京丹波町内だけの有害鳥獣の生息頭数については把握が非常に困難のため、データは持ち合わせておりません。ただし、京都府が策定する特定鳥獣保護管理計画が策定されている鳥獣については、その計画により推測頭数が示されており、ニホンジカは、平成17年度においては京都府全体で3万1,000頭から3万6,000頭と推測されております。また、ニホンザルは、舞鶴市、綾部市とおおむね京丹波町を区域とする単位、これを丹波管理ユニットと申すわけですが、この地域に20群程度、560頭から760頭と推測、あるいは、ツキノワグマは京都府全体で200頭から500頭と推測されております。イノシシ及びアライグマについては特定鳥獣保護管理計画が策定されていないこともあり、データはございません。なお、平成21年度中の繁殖数についても把握することができませんが、年々増加傾向にあると私自身、認識いたしているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、有害鳥獣対策協議会での平成21年度駆除計画についてお聞きをいたします。

毎年度当初に開催されると思いますが、21年度の有害鳥獣駆除計画についてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

平成21年度の有害鳥獣捕獲計画につきましては、わな及び銃器による計画捕獲は年間7回、1回当たり、おおむね1カ月の捕獲許可期間と捕獲許可頭数を定めており、年間、合計で申し上げますと、雄シカ、雌シカ、各650頭、イノシシ630頭、サル、アライグマなどはそれぞれ210頭でございました。

町設置捕獲施設では、年間3回、1回当たり、おおむね3カ月の許可期間と捕獲頭数を定めており、年間合計では、雄シカ、雌シカ、イノシシはそれぞれ270頭、サル90頭でございました。なお、いずれも狩猟期間の11月15日から2月15日までを除いた計画でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 平成21年度の決算の事業報告では、有害鳥獣捕獲実績としましてシカが885頭、イノシシが275頭、サル10頭ほかということになっておりますが、先ほどお聞きしました例えばシカでございますが、イノシシも計画どおり捕獲駆除はできていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興長。

○産業振興課長（久木寿一君） 先ほどの捕獲計画につきましては頭数を定めておりますが、これにつきましては捕獲許可数でございまして、この許可数の範囲内で捕獲をするという捕獲計画を定めているものでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 計画等の細部はわかりましたが、駆除班が出動しましても鳥獣保護区に逃げ込んで駆除できないという状況があるようでございますが、保護区でも、わなとかおりで駆除できる特区を申請する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討に値する御提言だとは思いますが、現状、考えておりません。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、有害鳥獣保護の委託料等が猟友会に支払われておりますが、適正な執行がされているのかということにつきましてお聞きをいたします。

21年度決算書では、有害鳥獣捕獲委託料としまして200万円、有害鳥獣捕獲助成金、これは、玉代ですが36万円ですね。及び有害鳥獣捕獲員保険料助成金が24万3,180円、合計260万3,180円が支払われておりますが、このうち委託料と助成金が適正に執行されているのかということについてお聞きをいたします。

委託料は町の猟友会の会計に入りまして、各支部に均等額が配分をされているようですが、猟友会丹波支部の21年度決算では、収入総額が973万6,000円で、そのうち475万4,000円が残高として翌年度に繰り越されるような決算がされております。この収入総額のうちで会費は丹波支部が13万円でありますから、委託料として交付された90万円が適正に執行されているのかお聞きをいたします。

そして、その捕獲委託料の200万円ですね。算定根拠についてもお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、議員さんがお示すとおり、支払いをまずいたしております。

お答えいたします。

町は、京丹波町猟友会へ有害鳥獣捕獲を委託しており、年200万円及び捕獲許可に基づく有害鳥獣の捕獲数に対し報償金を支払っております。

委託料については各支部において、共同捕獲や地元の依頼による捕獲活動等に伴う経費に支出されており、適正に執行されていると考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） この猟友会の会計はほとんどが委託料と駆除の報償金、それから駆除の助成金と、こういう形になっておりまして、ほとんどが補助で受けている会計で475万円という多額の残高が出るということは、やはり疑惑といいますかね、そういういろんな問題が指摘をされているということもございますので、これにつきまして適正な執行が行われるように指導をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

それで、玉代ですね。いわゆる捕獲助成金36万円につきまして、適正に執行されていたかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、答弁いたします。

支部では多額の繰越金があるということで、収入には町からの委託料や助成金の割り当てのほかに会費その他がまず収入としてございます。いずれにいたしましても町から支出する委託料等については今後とも適正な執行を行っていただくように伝えていきたいと、あるいは管理もしていきたいと、そんな思いであります。残余は、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興長。

○産業振興課長（久木寿一君） 玉代についてのお尋ねでございますが、これにつきましては京丹波町猟友会に入っております、以後、捕獲隊の捕獲活動に際しましての玉代に活用されていると理解しております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 玉代は助成金でありますから、これは、やはりどのように、適正に使われたかどうか調査、報告を受けるべきであると思っておりますので、その方向で執行といえますか、調査をしていただきたいというふうに思います。

次に、現在設置されている金網より強固な金網と電気柵を組み合わせました、サルにも対応できる新たな防護柵導入に向け、町対策協議会で調査研究される考えはないかお聞きをいたします。

ある農家の人の話では、シカは、今日まで設置されてきました法網のビニール製のネットは歯で食いちぎると。金網は体当たりなどしまして、穴をあけて入ってくると。電柵はもう間から飛び込んで、支柱を倒して進入するということで、もう防止のしようがないということで、もう作物はつくれないということで嘆いておられました。今までの防止施設では対応できないという状況が出ております。

そして、今年の春から各地にサルが集団も出没しておりまして、水呑西田地区では、家庭菜園の野菜というのはもう全部食べられたということで8月末に、ひとり暮らしの女性の家に上がり込んで座敷に座ったということで、それを発見されて、ふすまごしに叫んで、叫ばれたら逃げたようでございますが、それからもうこの酷暑で窓もあけられないということで、恐怖で、また出てくるん違うかなと思って、夜も寝つけへんという日が続いたようでございます。そのときすぐに役場と警察に連絡をされたようでございますが、何の対応もしていただけなかったとこういうことございまして、とにかく日常生活も安心して暮らせないような状況がある、そういう地域では出ているということでありますので、サルにも対応できるような新たな防護柵導入に向けて、町対策協議会で調査研究をされる考えはないかお

聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

平成17年度に京都府農業改良普及センターが調査研究事業として、大迫と篠原地内において、金網の上部に電気柵をつけたサル対応の防護柵を導入した経過がございます。現在においては、京丹波町農林漁業関係補助金交付制度により比較的広範囲にわたったサル対応の防護柵の設置補助金の活用も考えられますが、例えば、1筆ごとの畑地を囲うような小規模な防護施設などサル被害防止対策について、これから研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、篠山市、南丹市など隣接市との広域対策の取り組み状況につきましてお聞きをいたします。

どちらかの市町で駆除を強力に行いますと、移動してしまうというような状況もございませし、隣接市との連携が重要でありますので、その広域対策の状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

平成21年度から京都府南丹広域振興局と亀岡市、南丹市、京丹波町が連携し、南丹管内の広域捕獲を実施しており、通常では実施困難な市町境を対象にした捕獲が行われております。

本年度は8月25日に京丹波町升谷、そして大迫、長瀬から南丹市美山町向山にかけて広域捕獲を実施せずいたしました。町猟友会の選抜メンバーによる捕獲隊20名が一致団結し、活動しましたが、残念ながら捕獲数はゼロという結果でした。しかしながら、広域捕獲は有効な手段と考えておりますので、今後とも引き続き実施するとともに、兵庫県境に位置する本町は、兵庫県側との連携も必要との認識のもと、課題となっている府県を越えた取り組みも実施していかなければならないとまず考えております。

また、7月29日には京都府内の福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、そして京丹波町、兵庫県内の篠山市、丹波市、京都府中丹あるいは南丹の広域振興局、そして兵庫県丹波県民局が参画する大丹波連携推進協議会が設立されました。

大丹波連携では府県を越えた広域的な丹波ブランドや観光PRはもちろんのこと、野生鳥

獣被害対策も視野に入れたものとなっておりますので、この協議会による有害鳥獣対策など、共通の地域課題の解決に向けた取り組みに期待しているところでもございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、ケーブルテレビの加入状況等についてお聞きをいたします。

ケーブルテレビ拡張事業によります丹波・和知地区の加入申し込み世帯数は、午前中の小田議員の答弁でお聞きをしましたので、申し込みを提出されていない世帯は何世帯あるのかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、未加入世帯につきまして、現在の加入申し込みから事業所などの加入数を除いた場合、約3,500件、8月31日現在の住基世帯数は4,497世帯であり、約1,000件の差異がまずあります。

住民台帳上の世帯では、居住実態がない場合や世帯分離などにより加入されない方や、一つの加入で2世帯をカバーするケースもあり、一概に住基台帳世帯から加入申し込み件数を引くことで未加入世帯とすることは難しいと考えてもおります。実際に各集落の加入状況は8割を超えているんですけど、グリーンハイツの場合のみ5割程度となっている状況でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、その加入申し込みをされない主な理由は何か調査をされておりましたら、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

加入されない理由としましては、特に、グリーンハイツでは民間業者の共聴の施設により地上デジタル放送の受信が可能であり、ケーブルテレビとのサービスの比較をされ、加入されないものと思われれます。また、日常的に生活をされていない場合や、居住はあるが、今後においても利用される予定がない場合もあると考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、加入分担金及び利用料の減免を拡大しまして、加入促進をする考えはないかということにつきましてお聞きをいたします。

拡張整備によりまして情報の一元化が完了しても未加入世帯が多いという状況では、情報施設の機能が生かされないということから現在の加入分担金及び利用料の減免を、現行の減免対象を町民税非課税世帯などに拡大しまして、加入促進を図る考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何にしましても当面は現状の減免制度の運用を考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、加入申し込みをされていない世帯の災害緊急時等の放送・連絡はどのように対応されるのかお聞きをいたしておきます。

ケーブルテレビの拡張整備は、あと10カ月後に迫っています地上デジタル放送の視聴に関心が集まっておりますが、情報施設の一元化は災害緊急時の放送・連絡や役場からのお知らせをするということが大きな目的でもございました。加入申し込みをされていない世帯の災害緊急時の放送・連絡はどのように対応されようとしているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

災害発生時にはケーブルテレビだけではなく、あらゆる情報手段を使って情報を伝える必要がまずあると考えております。災害規模にもよりますが、災害発生時にはケーブルテレビだけですべての情報提供ができるものではなく、関係機関などよく連携しまして、対応する必要があると考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、ケーブルテレビの利用料を引き下げる考えはないかお聞きをいたしておきます。

現在、自宅のアンテナとか地域の共聴テレビで受信している世帯につきましては、毎月2,000円の利用料は大きな負担となってきます。加入世帯数は現在の約3倍になるわけでございますから、現行の利用料は引き下げられるのではないかという考えが町民の方には多くある話でございまして、利用料を引き下げてほしいという要望も多くありますことから、検討される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在は試験放送期間として基本利用料を徴収していない状況にありま

す。全地域開局後、運用経費などランニングコストに加え、将来的な施設の更新にも目を向ける必要がありますので、当面は現行料金により対応したいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、NHK - BSデジタル放送の突然の視聴有料化に伴うNHKとの協議経過と有料化理由についてお聞きをいたしておきます。

7月30日付で町長よりBS放送視聴希望者あてに突然、BS放送視聴サービスについてのお知らせが届きました。突然のお知らせの内容をしてみると、NHK - BS放送はアナログ放送では視聴できますが、デジタル放送で視聴する場合は専用機器のセットトップボックスを設置しないと視聴できないとの通知でありました。

この場合、500円の利用料が別途必要ということで、NHKとの協議結果や詳しい説明もなく、この突然の有料化には非常に、この通知は非常にわかりにくい文書であるということとか、BS放送視聴を希望した人の中には、だまされた、詐欺行為に近いということで、この突然のお知らせに怒りの声と不信感が広がっております。

当初の申し込み説明チラシでは、毎月2,000円の利用料でNHK - BS1、BS2ハイビジョンなど衛星放送9チャンネルが、丹波・和知地区は無料で視聴できることが記載をされております。1世帯で4台のテレビでNHK - BS放送を視聴するとすれば、毎月2,000円の利用料が増加するということでありまして、突然の視聴有料化に伴うNHKとの協議経過と有料化理由につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうした文書を私の名前で配布することは非常に不本意でありました。そして申しわけなくまた思っております。お答えをいたします。

拡張地域丹波地区・和知地区での現在の衛星放送の再送信の状況は、衛星放送のデジタル放送は民放8局、NHK - BS1はアナログチャンネルの9チャンネルに、あるいは、NHK - BS2はアナログチャンネルの11チャンネルで送信をいたしております。

なお、NHKの衛星放送をデジタルで視聴していただくためには、従来設置されているパラボラアンテナから受信いただくか、設置されていない場合にはパラボラアンテナの設置、またはセットトップボックスと呼ばれるチューナーを借りていただくことで視聴は可能となります。パラボラアンテナ、またはセットトップボックスでの視聴は瑞穂地区と同じ方式となります。また、セットトップボックスのチューナーレンタル料として月額500円といたしております。

以上が答弁でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） この有料化についてのお知らせの中にもありましたNHKとの協議経過ですね。このことにつきまして、もう少し詳しく御答弁をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） これまでのNHKとの協議につきまして御説明をさせていただきます。

先ほどの篠塚議員の質問の中にもありましたように、当初説明をさせていただいた際には、従来の瑞穂地区の方式と同様の形で当然放送もできるものということで進めておりまして、当然ながら、BS放送につきましても当然、視聴料というものは別途NHKさんとの契約になりますけれども、映像を流すということに関しましては問題がないものとして進めておりました。

昨年の5月ですけれどもNHKさんとの再送信同意を協議させていただいた際に、NHK側から衛星のデジタル放送の再送信につきまして同意ができないというような見解をいただきまして、本町としましては衛星デジタル放送を視聴希望されない加入者様にまで送るということになりますと、視聴希望されない加入者にもお金を負担いただくというようなことになってまいりますので、それを回避するというので、そういった措置としましてNHKの衛星デジタル放送を送信しないというような形をとらせていただきました。

NHKの衛星デジタル放送を受信されていらっしゃる方につきましては大変不便をおかけすることになるわけですけれども、パラボラアンテナでの視聴をお願いしたいということで去る7月30日に通知を、お願いをさせていただいたところです。

また、今後の見通しとしましては、まず、来年4月の全町域の開局までにこういった問題が解決するかといいますと、非常に難しい状況にもございますので、今後、NHKさんとの受信契約のあり方などが変更になる場合にのみ進展があるのではないかとというふうに考えております。

なお、デジタルでの放送は流せないわけですけれども、一たん周波数をアナログの周波数に落として送信をさせていただいているところでございますので、それをデジタルで変換して見ていただくとなりますと、先ほど申し上げましたようなセットトップボックスをお借

りいただいて、ごらんをいただくということになってまいります。ただ、経費的な御負担と
かの面を見てみますと、セットトップボックスを1台につき500円ということになります
ので、コスト面とかを考えてみますとパラボラアンテナを上げていただくほうが、より低コ
ストになろうかというふうに考えておきまして、そういったお願いをしているところでござ
います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） NHKとの協議経過の中で、視聴を希望しないという方は、BSの
視聴料を払っていないというそういう考え方からBS放送が再送信できないという理解でよ
ろしいんですかね。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） NHKとの再送信同意の中では、当初うちとしては契約をし
て、希望する世帯にのみ電波を流すというような形で考えておりましたけれども、NHKさ
んがそういうふうに制御といいますか、視聴希望のところだけ流すという方法は同意ができ
ないということで、流すのであれば、すべて電波をそのまま流してくださいというような内
容となっております。

そういったことで、すべて流すということになりますと、視聴希望をされない御家庭にも
BSのデジタル放送が流れていくということになりまして、当然その契約の問題とかが発生
してくるということに対します対応ということで、アナログに周波数を落としまして供給を
提供するという方法に変えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ということは希望する、しないということを契約申し込み時にとら
れたわけでありまして、全員が希望されるということになりますと、流せるということにな
るんですかね。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ケーブルテレビの使用者すべての方が仮に視聴されるという
ことになりますと、当然そのままの状態では映像のほうは流すことになります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） それでは本格送信といいますか開局までに、そういう再度申し込み
をとり直すというようなことは考えておられませんか。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 現在のところ、7月30日の利用者さんへの通知によりまし

て、一定デジタルでの送信ができないということでお断りをした上で、希望をされます方はパラボラアンテナでの視聴をお願いしたいということで依頼なりお願いをさせていただいておりますので、当面はその形での方法で進めていきたいというふうに考えておりました、改めまして希望をとるということは今のところ行わない予定としております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 昨日の夕方、ある町民の方から町長のこの7月30日付の「BS放送視聴サービス変更のお知らせ」に関する苦情を聞いております。

といたしますのは、その内容といたしますのは、この「BS放送視聴サービスのお知らせ」の文面に、「視聴方法が変更になりました」ということが書いてあるわけでありまして、これは、その方がおっしゃるには、これは変更ではないと。当初から、これはわかっていたことであると。こういう見解を示されておりました、この原因については、1点目に、ケーブルテレビについて調査研究不足で、南丹市などの先進事例を参考にしていれば、このようなことにはならなかったとこういう見解でございまして、2点目に、加入勧誘のみが先行しまして、ケーブルテレビの内容についての説明不足が原因であると、こういうふうに言われておりますが、このお知らせの文面や今日までのこういう加入の申し込み等の業務に問題はなかったのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ケーブルテレビの加入に向けまして、加入促進なり事前に説明を各地区等々で行ってきたわけでありましてけれども、その当時におきましては従来どおりのNHKさんとの方法ということで、先ほども申しましたけれども瑞穂地区も同様の形で、これまでから一定希望する御家庭以外のところについては制御がかけれるというようなことで来ておりましたので、同様の形でできるものというふうにとらまえておりました、そういうことで説明をさせていただいておったというところでございます。ただ、御指摘ありましたように、十分そこら辺の事前の調査というものが確実にできていたかといいますと、一定不十分なところもあったかというふうに考えております。

それから、加入促進にばかり先行してということで、説明不足であったのではという質問でございましたけれども、事業の推進と並行しまして各地区での説明会をさせていただいて、また、加入促進もできるだけ早く行うことによって、スムーズに来年の4月からのケーブルテレビの開局に、全町開局に持っていきたいというようなところで、加入促進も早目から動いていたということでもございます。

また、NHKさんとの協議につきましても十分な協議ができていなかった結果、こういう

ような事態を招いたものというふうにも思っておりますけれども、当時としましては先ほど申し上げましたような形で進めていたという状況でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 今後こういう、もうまるっきり180度違う、無料が有料になるというようなこういう文面につきましては、もう少し注意をしていただきまして、お知らせとか広報をやっていただきたいと思います。おっしゃるとおり、これ、「変更になりました」ということじゃなくて、これはもう初めから実際いうたら、できていなかったということにもなりますのでね。これは苦情をおっしゃってる方の言い方が正しいのではないかなと私も思いますので、今後は、こういうお知らせ分につきましては十分細心の注意を払って出していきたいなあというふうに思っております。

次に、町介護療養型老人保健施設の運営状況等につきましてお聞きをいたします。

和知診療所の一般病床などを老人保健施設に転換しまして約1年が経過をしますが、現在の入所及び通所の利用者数は何名かお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

全体ベッド数が19床のうち、平成22年9月1日現在で、長期入所が15名、短期入所が1名の利用でございます。ベッド利用率としては84.2%。なお、通所サービスは現在利用ありません。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 当初の計画の説明では、19床のうち長期入所は12床で、残りの7床は短期入所というような説明を聞いたようには記憶をしておるんですが、これが合っているのか、12床を当初計画よりオーバーしているということはどういうことなのかということについてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの御質問でございますが、当初そのような予定で行っておりますが、当初の間は入っていただける方も少なく、そしてまた短期入所としましては、いわゆる空き床を短期入所として考えておりますので、できるだけ運営さすという意味で、現在そのような稼働を行っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 満床ともいきません、15床ということでの入所によりまして、看護職員、介護職員に負担がかかってきていないかということにつきまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの御質問でございますが、今のところ職員で運用をうまくいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、入所者のうち町外の入所者は何名かお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

入所者の内訳は、平成22年9月1日現在ですが、まず、長期入所者数15名のうち、京丹波町内が13名、南丹市から2名でございます。短期入所者1名は京丹波町内の方でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、入所判定会議の開催状況及び判定方法についてお聞きをいたしておきます。

入所判定会議は、管理運営規則に定める構成委員全員が出席して開催をされているのかということと、そして、開催状況と判定方法につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成22年度の入所判定会の開催回数は6回でございます。随時開催しております。昨年度開設した10月から3月までは12回開催、まずいたしております。判定方法は老健施設管理運営規定に基づき、施設長、診療所の所長でございます。以下、事務長らの老健施設の関係職員が携わり、介護度、認知症度、現在の在宅サービス利用度、介護者の状況、リハビリの即応性、特別な処置、経管栄養とか喀痰吸引等の必要性などを勘案して決定いたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 入所判定会議の委員で支援相談員というのはだれなのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁いたします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの御質問ですが、ケアマネジャーが兼務をいたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 聞くところによりますと、綾部市民病院の入院患者の入所が多いというようなことを聞くわけでありますが、このことは事実なのか。もしそうであれば何名入所されているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの御質問でございますが、開所当時は綾部の方が結構ございました。それからこの半年間、21年度を運営する中で状況が変わってまいりまして、現在、地元並びに先ほど町長答弁しましたとおり、南丹市の方が入っております。現在、綾部市の方は入っておられません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、施設サービスの提供に従事する施設の職員数は充足しているのかお聞きをいたしておきます。

看護職員は、運営規定では8名と定められておりますが、6月30日付で看護師1名が退職されまして、9月1日付で看護師長が病院に異動されたということで、この看護職員が足りているのかということにつきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

厚労省が定める介護療養型老人保健施設の人員配置につきましては開設当時から、あるいは現在も基準数の職員数を満たして運営まづいたしております。

なお、本年1月から8月までの平均で75.6%の入所率があります。これらの入所率に対応できるように人員を配置いたしておりますので、今後とも稼働状況により職員配置を考

えてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 私が持っています資料では、看護師さんは全員で、和知診療所は9名だというふうに認識しておるんですが、これは診療所の兼ね合いもございますので、先ほど申しましたように、この老健施設は8名ということになっておりますので、この診療所との兼ね合いで充足をされているのかということについてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 老健の施設のほうでの充足をしておるということでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、プレミアム商品券の発行等についてお聞きをいたします。

7月1日に町商工会が発行して、初めてのプレミアム商品券は大変好評だったようで、早期に完売したと聞いておりますが、500万円では少なかったのではないかなというような気がいたしております。したがって、購入者は何名であったのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

プレミアム商品券は額面が1,000円の商品券で、11枚1セットを1万円、お一人様3セットを上限として販売されましたが、7月1日の販売開始から4日目で確かに完売となりました。この取り組みが極めて好評であったとうかがうことができます。結果から見ますと、発行額が少なかったとも感じられるところでございます。初めての取り組みでもあり、発行額も含め、今回の企画は適切な内容であったと思っております。

購入者数につきましては、192名でございます。したがって、1人当たり平均2万6,000円分の商品券を購入いただいたことになっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 余りにも早く売り切れまして、商工会へ行かれても、もう売り切れということで購入できなかったという方も大変多かったのではないかなと思いますし、今後

発行される場合は、今後そういう需要も考えて、希望者数も考えて発行を検討していただきたいというふうに思います。

次に、今回のプレミアム商品券によります地元経済効果はどれぐらいあると見込まれているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 経済効果の実数まではつかめていないんですが、今回の550万円分は京丹波町内で消費されることになりますので、経済効果はあったと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 8月末までの業種別プレミアム商品券使用実績につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

8月末までの商品券の換金実績は、合計で357万6,000円でございます。換金率は65.0%となっております。業種別で見ますと、小売業が205万1,000円、家電小売及び電気工事業が143万9,000円、飲食業が5万5,000円、サービス業が3万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 業種に大変偏りがあるというふうに思うんですが、その理由について何か調べておられましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特に調べていなんんですが、偏っているようにも私自身は思っていないんですけど、また研究しておきたいと思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、地元経済の活性化を図るために来年度当初にプレミアム商品券発行に向けまして、京都府に補助事業の要望を行うお考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

今回は京都府が緊急経済対策として予算化されました「地元で買おう！」商店街振興費を活用されたもので、この補助事業が継続されるかどうかは現時点では未定でございます。京丹波町商工会は補助事業を継続するよう、京都府商工会連合会を通じて要望されていると聞いております。町といたしましても新年度予算に措置されるよう、京都府町村会を通じて要望することといたしております。

以上でございます。

- 議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。
- 3番（篠塚信太郎君） 以上で質問を終わります。
- 議長（西山和樹君） 御苦労でした。

これで篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

次に、山内武夫君の発言を許可いたします。

- 7番（山内武夫君） 1点目には「町内商工業の振興について」、2点目に「閉校小学校の跡地利用について」、3点目に「サルの被害対策について」、そして最後に「観光振興につままして」、以上4点につままして、町長並びに教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず初めに、町内商工業の振興について、町長にお尋ねをいたします。

今日、景気の低迷が一段と進みまして、町内商工業者の間でも経営が大変厳しい、営業を廃止せざるを得ない、そういうような状況の中で現在、商工会員も年々減少傾向にあります。このままでは町内の商工業は衰退の一途をたどると、そういう状況にあります。

そこで、町内商工業者の仕事と暮らしを守るために、地元業者を育成するための地元優先の施策への転換を図ることや民需の拡大を図ることが今大変重要やというふうに考えております。

そこで、まず、地域振興券、プレミアム商品券ですけれども、その発行について、町長に1点お尋ねをしたいというふうに思います。

この件につきましては今も篠塚議員のほうから一定質疑がありましたので、重複する点につきましては割愛をいたしまして、1点だけ町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、先般のプレミアム商品券の発行を先ほども答弁ありましたように、550万円が町内消費をされたというようなことで、そういう実態の中で一定効果があったというふうに今も答弁をいただいたんですが、消費が、先ほども言いましたように大変低迷をしている今日、商工業のそういう振興などは継続をしてこそ、私は効果が出るものであるというふうに考えております。

先ほど、京都府、この事業は緊急経済対策で行ったものやというようなことで、今後、京都府に対しても強く補助の要望をしていきたいということでしたけれども、京都府からの補助が言ってみれば、あるなしにかかわらず町単独でも支援をすることで、たとえ、その金額が大変少額であったとしても、町内商工業者に元気を与えていって、そしてまた消費拡大のそういうきっかけになるとすれば、事業効果は私は大やというふうに考えるわけですが、検討するお考えはないのかどうか、町長の見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどは商工会が商工会連合会を通して要望していると、あるいは、町の場合は町村会を通して要望するというふうに答弁をさせていただきました。それに加えて、今御提案のような、仮に国・府の補助金がなくても、助成措置がなくても京丹波町独自でやる考えはないかという御質問、私は、このことは検討に値するなあというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） ぜひとも再度検討していただいて、来年度予算に反映をしていただきますように強くお願いをしておきます。

また、商工会としてもこの事業につきましては今後、今は事業の継続中ですので、これから事業のまとめやとか、今後また商工会としてのそういう事業の総括がされるというふうに思いますけれども、商工会のほうとも十分協議をしていただいて、一層振興策を図っていただきますように要望いたしまして、次の質問に入ります。

次に、木造住宅の耐震改修事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。

御承知のとおり、先般9月1日というのが防災の日というようなことで位置づけられています。各地でさまざまな防災の行事というのでも取り組まれてまいりまして、今年に入ってからでも全国では本当に多くの災害が発生をしております。幸い、当町におきましては大きな災害とか事故もなく、今日を迎えておりますことを大変喜んでおるところですが、災害というのが、いつ、どこで、どのような状況で起こるかわかりません。そういうようなことから発生をやはり最小限に抑えて、そして被害の拡大を防ぐ、そういう日ごろの取り組みというのが大変重要やというふうに考えております。そういう意味では木造住宅の耐震改修事業、大変重要な有意義な事業やというふうに認識をしております。

そこで、本年度から京丹波町でも木造住宅の耐震改修事業が創設をされておりますけれども、今日までの申請状況についてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

木造住宅耐震改修事業につきましては、今年度から新しく実施する事業であり、広報京丹波お知らせ版や町ホームページにより事業周知したところでございます。8月末現在で件の問い合わせがありますが、申請につきましては、ありません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今、答弁をしていただきましたとおり、数件のそういう問い合わせあるけれども、実績はないというふうな答弁であったというふうに考えておるんですけれども、今も言いましたように、町民の生命と財産を守るために、せっかくなつくっていただいた大変重要な事業やというふうに思っておるんですけれども、今、実績はないということでしたけれども、申請がそういうふうがないという、そういう理由はどこにあるというふうに町長はお考えなのかお尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実を申しますと、防災的視点に重きを置いてこの事業を取り組みました。ところが、このような不況期なので、何とか町内業者の振興にも役立てたらという思いでいろいろ広報してきたんですが、ちょっと単価が何せ、この耐震改修になりますと高額になるということで、ちゅうちょされているのかなあというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今お答えをいただいたんですけれども、私が思いますのには、現在、新築をする場合はすべて耐震構造といいますか、そういう耐震基準を満たしておかなければならんということが、そういうことで新築をされておるんですけれども、補助要件を見ておりますと、築大体30年以上ということが対象になっておりまして、30年もたちますと、もう人間でもですけれども、いろいろなところががたが出てくるというようなことで、結局、耐震補強をするとなると、ほかのところもいらわんことには効果がないというようなことで、そういうふうなことから費用も相当かさんでくると。今日の大変厳しい状況の中で、そういうことから改修というの敬遠されておるのやないかというふうに考えております。

そこで、この事業は今も言いましたように大変重要な事業でありますけれども、耐震強度を上げるためだけではなく、例えば住宅の改修を地元業者で行えば、一定の補助をするというような住宅改修助成制度、そういうものを創設をして、町内商工業者の活性化を図るべき

やないかというふうに考えます。

ほかでも先進的な取り組みも報道されておりますし、ほかの議員からも今までからそういうような要望も出ております。ぜひこの事業について検討されるべきやなかというふうに考えますが、町長の見解お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

今言うてもらったとおりに、各議員さんからも要望いただいておりますし、その他要望活動をお受けしているところでございます。小規模住宅改修助成制度につきましては今年度中に要綱を制定し、次年度から事業に取り組みたいとまず考えております。なお、助成制度の内容につきましては、現在、細部の調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今、町長のほうから要綱制定に向けて検討していきたいというような言葉をいただきましたので、ぜひともよろしくお聞きをしたいというふうに思います。

今もありましたように、幾らよい事業をつくっても利用がなかったら何もならんわけですので、やはりこの地域に合ったそういう事業でなければ、やはり効果もないということですし、今、会社のリストラやとかいうことで大変厳しい経済情勢となっております。そういう生活実態の中でこういうときこそ、こういう住宅の改修助成制度を創設して、町民の暮らしを守ることが大事やというふうに思いますので、ぜひともよろしくお聞きをいたします。

それでは次に、町として事業の発注やとか物品の購入をされておるわけなんですけれども、そのうち町内業者からの購入割合が何%になっておるのか、その点につきましてもお聞きをいたしますのと、また、先般の桧山小学校の建築工事の際にも議員のほうからいろんな質疑が出ておりましたけれども、分離・分割発注の件ですけれども、この件につきまして、やはり今後、分離・分割発注を行って、町内業者に仕事が回るようにすると、そういうふうなことも検討すべきやというふうに考えるんですけれども、町長のお考えを再度お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、お答えをいたしておきます。

建設工事の入札参加要件は、常に町内業者向けを基本といたしております。また、物品等の購入につきましてもできるだけ町内で調達するよう受注機会の確保に努めているところで

ございます。

また、分離・分割発注につきましては、いろいろな御意見をいただいております、今後の発注につきましては、工程面、あるいは、経済性及び公正性を十分に検討した上で取り組んでまいりたいと考えております。

午前中の質疑もあったとおり、できるだけ町内業者に公正に競争してもらって、そして町内の業者に工事してもらい、あるいは物品を納めてもらいとそういう方向で、いまして知恵を絞って検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今、分離・分割発注の関係等につきまして町長のほうから答弁をいただいたんですけども、大変厳しい経済情勢の中で、町が行います事業とか事務の物品、資材などをできるだけ町内で購入をしていただくと。

先般といえますか去年でしたか、議会の中で答弁では、物品等の購入50%弱やというような答弁をいただいていたというふうに思うんですけども、今後、町内でそういう賄えるものは、できるだけ町内で購入をしていただくように努めていただきたいというふうに思いますし、特殊なものは別といたしまして、せめて60%か70%ぐらいは町内で賄えるような、そういうような指導を業者はもちろんのこと、職員にも徹底をしていただきたいというふうに考えるんですけども、町長の見解お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に抽象的で申しわけないんですけど、最近ちょっと職員、特に今回の監理課の職員と会話が成立するなあという感触です。多分よい方向に行くと思っておりますので、いましてお時間いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 町内業者の育成のために、ぜひとも検討のほうをよろしく願います。

それでは次に、2番目に、閉校小学校の跡地利用につきまして、町長並びに教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

瑞穂地区の小学校の統合、いよいよ来年の3月に統合というようなことで、町内3小学校が閉校になります。

町長は、明俊、また、質美小学校は耐震基準を満たしていないというようなことから取り壊しをしたいというようなことで、前町長の姿勢を継続されておるんですけども、また、

3月の議会では、体育館の存続をすべきやないかというようなことで私も質問をさせてもらったんですが、町長は、そのときの答弁では、地元の意見を聞く中で検討していきたいというふうな答弁をしていただいております。

そこで、町長並びに教育長にお尋ねをしたいというふうに思うんですが、まずは、瑞穂地区各小学校の体育館の使用状況ですね。先般の決算委員会の予算の概要を見ておりましたら、そこに細かく利用状況を書いてもらっておりますけれども、せっかくの機会ですので教育長、利用状況を御答弁いただきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 統合されますそれぞれの3小学校の体育館の利用状況でございますけれども、平成21年度の年間利用回数は、明俊小学校が71回、質美小学校が6回、桧山小学校が155回、三ノ宮小学校が105回の利用となっております。

明俊小学校、桧山小学校、三ノ宮小学校では、夜間のスポーツクラブ活動やスポーツ少年団の定期的利用がございますけれども、質美小学校では地域イベント等の単発的な利用にとどまっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今それぞれ教育長のほうから利用回数を教えていただいたんですが、その利用の人員を、ちょっとお教えをいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 利用している人数でございますけれども、延べにしてでの人数でございますけれども、21年度の実績でございますけれども、明俊小学校が716人、質美小学校が333人、桧山小学校が1,941人、三ノ宮小学校が1,583人となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今それぞれ答弁をいただいたんですけれども、ここで町長にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、来年4月から統合に向けまして準備が今、着々と進められておるんですけれども、そもそも今回の統合問題を考えた場合、やはり少子化やとか耐震の問題もありましたけれども、今回の統合というのは本当に短期間の間に、これは前町長のときからの問題なんですけれども、短期間でやはり行政主導による一方的な私は進め方であったというふうに思っておるんですね。今までの町政に、やはり私思いますのは、決

定的に不足しておったのは町民との対話であったんやないやろかというふうなことを考えております。

学校が今回、統合により一本になったことで、いろんな課題が解決したわけではないというふうに思いますし、跡地利用を含めた今後のまちづくりを考えた場合、今まで以上に課題が残っておるというふうに考えます。

町長は常々、協働のまちづくりということを提唱されておりますけれども、跡地の活用方法など地域ごとの課題に対して、課題別の説明会やとか懇談会なども必要というふうに考えますが、今も教育長のほうから聞きますと、学校ごとにばらつきはありますものの使用状況、利用されておるのが非常に多いと。そういう使用状況を踏まえて、町長は地元の意見をいつ、どのような方法で聞こうとされておるのかお尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

今までは単に、利用者人数が質美の場合は333人ということで非常に少ないと。これはもうあんまり利用されてへんし、予算さえあれば取り壊しておいたほうが、一般的に言う事件とか事故が起きないなあという認識でございました。

明俊小学校もとにかく古い建物なので、できたら取り壊したいんですが、非常に利用回数が多いし、利用人数も多いという認識でおったんですが、ずっと18年から並べてもらいますと、非常に不自然な数字やなということをお気づきしましたので、一から私自身の気持ちとして洗い直して、地元の方の意見を十分聞いて、そして禍根の残らんような決断をしていきたいというふうに考えております。

今まではもう100%、明俊、質美については取り壊すべきやなあという思いでおったんですが、20年度の利用状況が質美で、3回しか使わんと300人とか、明俊ですと71回で716人と、ちょっと数字が変やなあというふうに思ったりしますので、よく自分で確認して、十分地元の御意見を伺う中で、残すか残さないかとか、あるいは、耐震化をするのかしないのかとか、全般決めていきたいと思えます。具体的に、ちょっと時間いただかんと日程までお示し、今はできませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 十分検討していただいて、今も町長の答弁ありましたように、禍根が残らんようにお願ひをしたいというふうに思えます。

先ほどもお聞きをしておりましたとおり、多くの町民の方がこのように利用されておることですので、今後やはり取り壊すということになりますと、桧山とか三ノ宮小学校は

利用ができて、他の地域はそういう交流の場所がないというようなことになりまして、大変不公平が生じるのやないかというふうに考えておりますので、そういう点も含めて町長の見解をお聞きしますのと、また、現在、それぞれの地域で小学校を会場として、体育館等を会場として夏祭りやとか、また、敬老会などの地域住民のそういう交流の行事、そういうものが開催されておるのが実態であります。

耐震補強などのそういう財政面、そういう問題もありますけれども、例えば、地域の中で跡地利用の具体的提案が検討された場合、存続という選択肢もあるというふうに考えるんですけれども、今現在、町長の御見解を再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 再度お答えいたします。

今までの答弁とはいささか違うかもわかりませんが、白紙で一回検討してみたいという思いであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 現在、私の住んでおります三ノ宮地域なんですけれども、三ノ宮地域振興会では、小学校の跡地の活用やとか、また、質志にあります鍾乳洞、そういう鍾乳洞などの地域的な資源を生かした新たな地域づくりといたしますか、まちづくりを考えていこうというようなことで現在取り組みが進められておるところでございます。そのためには、やはり町からの何といいましても情報提供やとか、また、積極的な指導、助言というのが必要やというふうなことを考えております。

本年度から町のほうでも地域支援室ですか、地域支援担当も配置をされておりますけれども、そういう担当職員をしっかりと、そういうような地域に位置づけてするということが必要やというふうに考えるんですけれども、地域支援担当の位置づけを町長はどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えをいたします。

地域振興、これ、数字を見て、私ちょっと気がついたんですが、多分桧山の利用人数多いのは当たり前やいうことに気がつきました。そして、三ノ宮がその次にあると。質美、一番人口少ないわけで、少ないんやなあということ、まず気がつきますね。そういうことを含んで、旧瑞穂地区については4振興会が既にあります。この人たちと常に連絡とり合うて、地域振興の中心になってもらうべく私自身声かけしとるんですが、そうしたときに会場として

本当に、学校というより広場と体育館は非常に大事なあとという認識でおりますので、そういうことで地域振興の拠点にできるものならしていきたい。あるいは、地元がしたいという御希望があれば、できるかできないか、そこから考えていきたいと、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） ぜひとも検討のほうをお願いをしたいというふうに思います。

次に、3番目に、サル被害対策につきまして、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

年々農作物への鳥獣被害、イノシシ、サル、シカ、その他アライグマもあるんですけども、鳥獣被害が増加をしております、今日ありとあらゆる知恵と工夫によりまして自衛策を講じておるものの、効果があらわれていないというのが実態でありまして、農家は生産意欲をなくしております。その上、最近では、私どものほうにもサルがふだんの行動範囲を超えて、これまで出沒しなかった場所にもあらわれまして、農作物に大きな被害を与えております。

それぞれの集落で今、ロケット花火が効果があるというようなことで、花火を府のほうで一括購入をして防衛をしておる、そういう集落もあるわけなんですけれども、現状では十分な効果が上がっていないというのが実態やというふうに思います。

先般、京都府の町村議長会の議長さんと、それから知事との府政懇談会が開催をされたようですけれども、その席上ででも、ある町の議長のほうから有害鳥獣対策の要望が出されておったのを見ておったんですが、これは全国的な問題でありまして、今現在、年々米価のほうも本年度は大変、5,000円ぐらいになつとるということで、大変な下落をしておる実態があります。

その上に鳥獣被害が襲ってきとるというふうなことで、今日ではもう本当に踏んだり蹴つたりの状態やというふうなことで生産意欲もなくして、このままでは農村も崩壊するとさえ言われておる実態があります。

そういう中で、やはりこの問題というのは一つの町とか村だけじゃなくて、一刻も早い国の私は抜本的な対策を講じていただくことが必要やというふうに考えております。そういう点で、これは私どもを含めてですけれども、町も府も挙げて国のほうに要望活動といいますか、要望していかなきゃならんというふうなことを思っておりますし、そういうことで東京の霞ヶ関の頭をちょっと変えてもらわんと困るなあとというふうなことを考えております。

前段そういうことを申し上げまして、次の点につきまして、町長にお尋ねをいたします。

1つ目には、去る8月7日に梅田地区の鎌谷集落、これ4集落、鎌谷のほうにあるんです

けれども、そこに60頭近いサルが出没をいたしまして、今日でも頻繁にサルが出没をしというふうな実態があります。有数のサルの生息地であります兵庫県の篠山市には4つのサルの群れがあって、群れごとに発信機をつけて、行動を監視されておるようです。鎌谷に出没したのは、その中の1つの群れやということが発信機により判明をしております。

そこで、今後、兵庫県との丹波連携を密にして、対応することが必要やというふうに考えるんですけども、先ほど篠塚議員の答弁では大丹波連携ですか、そういうのができたというようなことを聞いておるんですけども、こういう連携を一層密にされて、強固なものにしていきたいというふうに考えるんですけども、町長の見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 前段で山内議員がおっしゃったとおりですね。私らも参院選後の知事との市町村長との懇談というのがあったんですね。そのときももうほとんど半分以上、6割以上だと思います。この野生鳥獣被害の話ばかりなんです。ところが、その場でお互いになしくり合いみたいになって、一向に解決の議論が見出せていないなあと私は思うんですが、お答えをまずしておきます。

言っていたとおり、大丹波連携というものをまず立ち上げました。こうしたことの中で鳥獣被害を減らすと。特にサルはそうだというふうに、みんなおっしゃっています。そのこととあわせまして、各集落において追い払い隊を結成するなど、地域ぐるみの追い払い活動が重要だと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今日までサルだけでなく、鳥獣対策を講じられてきたんですけども、被害が年々拡大の方向に進んでおるといのが実態であります。

そこで、今日までの特にサルに限定してですけども、その取り組み状況と今後の具体的な対応策をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

サルの被害対策につきましては、特効薬となるような有効な手段がまずございません。人による追い払いが一番効果的だと言われてもおります。山内議員さんがおっしゃるように、住民と行政の共同した取り組みが大事であり、そこにお住まいの住民の皆さんによる徹底した追い払いとともに、行政からは追い払い方法の情報提供を行うなどの支援を行い、さらに

は猟友会へ委託による専門的な駆除を行うことによりまして、被害対策の効果が出るようにということで考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 本年度の主要施策を見ておられますと、近隣市と連携した広域捕獲を行うなど、捕獲対策を強化するというようなことを言われておるんですけども、合併前には府内郡内はもとより、兵庫県の篠山やとか氷上、それから市島、そういう町も含めた中での広域の対策協議会というのが、これはサルを限定してでしたけれども持たれておまして、情報交換など積極的な取り組みがされてきておったんですけども、今日、合併というようなこともありまして解散になっておりますけれども、そういうふうなことで、どこの町でも獣害対策というのが大変そういうことに苦慮されておるといふふうに考えますので、まずは本町がやっぱり率先的に他町に発信をしていくと、そういうふうなことを協議会をつくるというふうなことで、そういうことも重要やないかといふふうに考えるんですけども、再度、町長の見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、旧町名を示された現在の丹波市含みます、私は、たまたま篠山市の酒井市長、府県道のことでお出会いして、非常にいい方だなあということで早速、南丹市の佐々木市長、あるいは亀岡市の栗山市長に、この議会でもお答えしたかもわかりませんが、少なくとも丹波というブランドを持って、篠山市と協力せんとあかんでえという話をしとったところ、京都府あるいは兵庫県の段階からも私が望んでおった大丹波連合ということが示されて、協議会が設立されたわけですけど、私は一番小さい町の町長ですけど、そういうふうにして連携をしていく必要があると、もともと考えておりましたので、この機会に、前回は副町長を出席させたんですけど、この協議会に私が乗り込んでいって、このことを、今この議会の雰囲気をも十分に伝えて、一緒に駆除に取り組もうということを提案していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 再度お聞きするんですけども、現在、篠山市の事例を聞いておられますと、電動銃の貸し出しやとか、それから農作物の保護柵、電気柵などの整備のほか、住民研修なども開催をされておると言われております。今後はサルにつけた発信機をもとにし、まして、位置情報のメール送信などのそういうサービスも展開をしていきたいというふうな

ことも言われております。このように京丹波町でも住民と行政の共同の体制、対応というのが今大変必要やというふうに考えるわけですがけれども、町長の見解、もう一度お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今いろいろ御享受いただいたことを参考にして、さらに町挙げて、町民の皆さんの御協力を得る方向で検討していきたいと、そのように考えます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 兵庫県の丹波市にあります兵庫県の森林動物研究センターのほうの話では、防除対策が向上したことで、えさが取れなくなって、今まで出沒していなかった地域へ移動しとるのやというようなことも、そういうことが考えられるというふうなことも言われております。今後ますますそういう点では被害が拡大していくというふうに考えております。

今後、今も言いましたように、篠山市等の事例に学びながら被害状況やとか出沒情報、そういうものを行政が集中管理をしていただいで、実態把握をする中で地域と一体となって対応をすることが必要やというふうに考えますので、今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは最後に、4番目に、観光振興につきまして、町長にお尋ねをいたします。

観光振興の基本方針といたしまして、本町の豊かな自然や歴史的資源、農林業などを活用しながら観光情報の一元化と情報発信を行い、本町ならではの観光交流を強力に推進するというふうにごうたわれておりますが、今日までの成果と今後の具体的な方策について、町長にお尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

本町は丹波高原に位置しまして、長老ヶ岳や由良川、あるいは、琴滝や鍾乳洞といったすばらしい自然資源に恵まれた地域でございます。また、国指定文化財を始め、珍しい歴史的建造物や美術工芸品を有しております。伝統芸能も数多く、大切に継承されてまいりました。これらに加え、町内各地でにぎわう野菜市を代表するように「農と森から生まれる産物」、つまり、食についても貴重な関係資源となっていることも本町の特徴であると考えております。

これらを生かした観光交流を推進するためには、課題となっている情報の一元化を図っていかなければなりません。そのため本町の産物や見どころ、各種体験も含めた観光交流情報

を集約した上で、問い合わせ窓口、または情報発信基地となる観光協会的な組織の立ち上げを進めてまいりたいと考えております。また、丹波自然運動公園やグリーンランドみずほなどの集客施設を生かし、交流人口を増やしていきたいと考えてもおります。

京丹波というブランド力のあるすばらしいこの町名をあらゆる分野、場面で生かして、観光振興につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今、御答弁をいただきましたように、町内には今もありましたように、和知の霊峰の長老ヶ岳、それやらまた丹波の名勝の琴滝、そして瑞穂には質志鍾乳洞など、そういう豊かな自然の中で、歴史的なそういう資源があります。

中でも質志鍾乳洞、これにつきましては京都府下唯一の鍾乳洞でありまして、もう御承知やというふうに思いますけれども、昭和2年に猟師によって発見されたというようなことで、その後、地元のほうでその鍾乳洞も管理がされておったようですけれども、戦後になって、なかなか管理ができなくなったというようなことから、鍾乳洞の貴重な石筍やとか鍾乳石、そういうものが盗掘をされて荒れ放題になっておったというのが実態なんですけれども、幸いといいますか、平成5年にふるさとの創生事業ですか、それによりまして鍾乳洞公園というようなことで現在よみがえって、今日に至っておるといふようなことでございますが、そこで、町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、開園後17年が経過をしようとしておるんですけれども、近年、入場者数が減少傾向にあるというふうなことを言われておりますが、細かい年度やなかっても結構ですが、年度別の入場者数と減少の主な原因がどこにあるのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えをいたします。

過去3年間の年度別入場者数の推移であります。平成19年度が2万127人、平成20年度が1万7,105人、平成21年度が1万8,046人となっております。

また、入園者の減少要因として、長引く国内景気の低迷や鍾乳洞公園の魅力がやや低下したものと推測いたしておりますが、入園者の増加に向け、イベントの開催やパンフレットの配布などPR活動に努めてきたところであります。一部のアウトドア志向の再入園者があるものの、入園者の大幅な増加にはつながっておりません。今後、さらに継続してPR活動に努め、誘客を図りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） ただいま入園者数なり、また、減少の原因というものを町長のほうからお答えをいただいたんですけれども、今も答弁ありましたように、入場者数が平成6年開園当初は3万3,000人ほどやって、現在では1万8,000ですか、約半分ぐらいに減ってきておるといような実態があります。減少の原因というのがいろいろあろうというふうには考えますけれども、今日のレジャー志向、よく言われておりますけれども、今日の景気を反映して「安近短」といようなことも言われておる実態がありますけれども、そこで、京都府の天然記念物に指定されておりますこの京都府下唯一の鍾乳洞を核にして、一日ゆっくり周遊できるような、そういう観光ルートを設定することも必要やないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

あわせて、この貴重な自然遺産を保護すべきというふうに考えますが、観光資源としての町の対策をお伺いしておきたいというふうに思います。

またあわせて、以前には京都大学の専門の先生なんかも調査をされて、貴重な化石やとか動植物なども発見され、文献にまとめられておりますし、また、最近では大学の学生なんか質志の公民館に泊りがけをして、調査をしたといようなそういう実態もありまして、これら貴重な史料をやはり展示・公開するよな、そういうことも検討すべきやないかというふうに考えるんですけれども、町長の見解お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えをまずしておきます。

鍾乳洞は京都府指定の天然記念物でまずございます。京都府文化財保護条例により保護されております。今後とも大自然の営みにより時間をかけて形成されました貴重な鍾乳洞を府条例に基づき、大切に保存してまいりたいと私自身も考えております。これが京丹波町の姿勢だと思います。

ところで、人が、こうして来ていただく方が減るということについては、私も案内いただくたびにずっと行かせてもらっているんですけれども、気づくことは、鍾乳洞だけのイベントでは弱いなあというふうには考えていますね。どっかとタイアップして小さなバスを走らせて、仮に御提案のどっか一泊してでもということであれば、特にそういうことを考えていかないと、なかなか難しいのかなあと。あそこだけで半日ぐらい時間つぶすのが精いっぱいじゃないかなというふうに考えております。何にしても地元質志、戸津川区で十分検討してもらって、特に、もう少し若い人が加わってくると心強いなという印象を持っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） この鍾乳洞というのは自然の中で冒険やとかスリルを味わうことのできる自然体験公園としての、そういうようないたい文句のもとに、親子で遊べるそういうキャンプ場やとか遊具なんかも現在設置をされておるんですけれども、せっかくつくった遊具なんかも、けがをするので危険やというようなことで、来園者からそういうクレームがついたというようなことで、クレームついたら即撤去をされておるような実態もあります。

極端な言い方かもしれませんが、子供には、けががつきものですので、少しぐらいは痛い目もしながら大きくなるのが、それが成長のあかしやというふうに思うんですけれども、当然、毎日そういう施設の点検といいますか、整備点検というのは必要ですけれども、せっかく遊びに来ていただいた方が、やはり満足をして帰っていただくことが、また次の機会にも来ていただくことになるというふうに考えます。

そういう意味で遊具の充実とあわせて新たな観光客を呼び込むための施策、今、魅力が低下してきとるというような原因も言われておりましたけれどもモデルチェンジ、何でもですけども、家やったら新装開店、店やったらそういうこともあるんですけれども、そういう時期が来ているというふうに考えますが、町長の見解お聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御提案いただいていることを大方承知していると思うんですけど、確かに、木造の遊具というのか座るものでもそれぞれ傷んだりしているし、そういうことについては、そういう危険なことについてはもう遠慮せんと言うてくださいよとって、北野会長に変わらばったんかなあいうて言うてます。そして、もちろんそのことを瑞穂支所の担当者にもよく指示をしているところがございます。まず、危険なことは困るということで、その上で管理運営についてはやっぱり質志、戸津川区の皆さんにお願いする以外にないだろうというふうに、まず、また、これも考えております。

先ほど申し上げたのは、あそこだけで確かにキャンプとかそういうアウトドア派の人は、それでいいんですけれど、ほとんど無関心であって、この町を訪れてもらうためには、あそこもどっかから案内して、巡回コースに指定すべきやなあということちょっと申し上げました。そんなことでございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） これから聞くことを先に答弁していただいたんですけれども、最後に、管理運営、地元へ委託をされておりますけれども、今後どのようにされるのかお伺いをしたいというふうに思います。

地元質志区では、春先には区民総出で公園一帯の清掃活動をされたり、また、季節ごとに鍾乳洞祭りなど、そういうような活性化に向けた取り組みを地元挙げてやっていただいておりますが、今後どういうふうな管理委託をされるのか、町としてのお考え、お聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えをいたします。

今申し上げましたとおり、管理については両区が設立されています管理協力会にお願いしていきたいというふうに考えております。

私、思うとったよりたくさん金が出ておるなあという印象はまず持ったんです。えっと思っ
て。そやけど、それをカットするとかそういう気持ちはないんですね。何とかそれをもっ
と生かしてもらいたいということで、ずっと答弁してきました。そうしたことで支所を中心
に一生懸命守っていくということと、さらに入場者を増やすという努力、このことについて
も私も知恵を出していきたいと、そんな思いであることをお答えしておきます。よろしくお
願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで山内君の一般質問を終わります。御苦勞でした。

ただいまから暫時休憩をいたします。15時15分までといたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時15分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本美智代君の発言を許可いたします。

坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、本日最後の質問をさせていただきたいと思ひます。

通告書に従いまして、「子宮頸がんワクチン助成について」「教育環境と学校整備について」「環境保全について」、そして「若者定住促進について」、以上4点について、町長と教育長にお尋ねしたいと思ひます。

まず初めに、子宮頸がんワクチンの助成について、町長にお尋ねをいたします。

6月議会でも質問をいたしました。この助成については京都府と連携をし、検討したいとの答弁がありました。府のほうも補正予算でワクチン接種費用の助成制度を設け、3分の1の助成がされることとなり、本町もこれを受けまして、予防接種事業として今回の補正に

85万円盛り込まれました。

町長も認識はされておられるかと思いますが、患者は40歳代が多くなりますけれど、近年は20歳から30歳代という若い女性に急増しております、年間約1万5,000人が発症し、そのうち約3,500人が死亡しているとも言われております。欧米では早くからワクチン接種が進められておりましたが、日本ではやっと昨年の10月に承認をされたところでもあります。

この子宮頸がんを患われた方の講演の話の中で、20年近く過ぎた今日でも、いまだに闘っている、つらい思いをしなくても済むように、こうした1次予防のワクチンと2次予防の検診を受けてほしいと話をされておられました。

そこで、町長にお伺いをいたします。

1つ目には、10代前半でのワクチン接種が効果的と言われておりますが、この9月の補正予算で出されております対象は何年生で、何人を予定されているのかお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

まず、京都府では子宮頸がんワクチン接種助成制度を創設する市町村に対し、一定額の補助をするため9月補正予算に計上し、府議会定例会に上程されることとなっております。

実施時期に関しましては、10月以降であるとまず聞いております。

その他、残余については、担当課からちょっと答弁させますので。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 今回の平成22年度におけます接種助成の対象者でございます。中学3年生の年齢相当の方ということでございまして、対象者数といたしましては73人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 対象者は中学3年生ということですが、今、この中学3年生というのは、蒲生中、瑞中、和知中の中で、この3校では、生徒数としては何人おられるのか。この73人が3校の中の対象者と言われるのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 町内中学校の3校の方、それから養護学校等へ行かれておる方もいらっしゃいますので、あくまでも中学3年生の年齢相当の方ということで御理解賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど、実施時期は10月以降ということを町長から答弁をいただきました。

このワクチンの接種は半年間で3回接種する必要があるとなっておりますが、先ほど、実施時期は10月ごろからということですが、この制度を保護者なりにもお知らせをしなければなりません。そういった保護者の周知の方法なり、また、この接種3回するとなれば、半年間で3回となれば、やはり1回目と2回目の間とか、そういった期間というものがあるのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 3回で6カ月ということでございます。1回目打っていただきまして、2回目までが1カ月、2回目から3回目までの間が5カ月ということで、6カ月かかるかというふうに考えております。早くとも10月後半、あるいは11月以降になるかと思っておりますので、年内には基本的に3回は無理だろうということは想定をしております。3回目につきましては次年度以降、23年度以降に予算化をさせていただきたいなというふうに考えております。今回の補正につきましても2回分ということで御理解を賜りたいと思います。

周知方法ですけれども、人数が限られておりますので、基本的には個別に御案内を郵送等でさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 3回目は日数的に言うたら翌年度ということですが、今、3年生となれば高校生になるかと思うんですけれども、高校に上がられてもやはりちゃんと助成をするということになりますか。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） そのまま3回とも助成を出すということですね。いうたら3分の1なんでね。府3分の1、町3分の1、これは個人出し3分の1ですよ。

今、近隣町というか、この近くのあれを調べてみましたら、今こうした大変厳しい時期ですので、滋賀県の長浜市、京田辺市は全額市が、自治体が全額補助をしているということをお聞きしますが、そういった考えはないのか。やはり今、先ほど説明もさせていただきました。やはりこういった厳しいときでありまして、この接種するのも希望のみということもお

伺っているんですけど、その点はどうです。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

既に議論が進んでおったんですが、今回提案しています85万は、今回22年度分の2回ということですよ。

そこで、助成額につきましては、1回の接種費用約1万5,000円の3分の2に当たる1万円を予定いたしております。6カ月間に3回の接種が必要となりますので、1人につき3万円の助成をさせていただくものであります。

なお、低所得者の方への対策としては、非課税世帯及び生活保護世帯の方に対しましては接種費用の全額助成を考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、補助の関係で、1人当たり1万円というのは2回に対して5,000円、5,000円で1万円という意味なんですか。3万円と言われたら町が全部3万円補助するとなれば、3回とも全額補助というふうに考えられるのではないですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すいません。助成額につきましては、1回の接種費用約1万5,000円の3分の2に当たる1万円を予定いたしております。6カ月間に3回の接種が必要となりますので、1人につき3万円の助成をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） この1回の1万円というのは、府のも入れて1万円という意味ですか。わかりました。町が1万円、さっきの3分の1言わはったのはどうなのか思って。

先ほども言いました今度、厚生労働省のほうでも来年の予算に150億円、予算を計上してほしいというようなことを求められておりますし、やはり町としても京田辺市とか長浜市とかね、そういった大きなところでも全額補助しているわけですので、こうした我が町のような少人数のところでしたら、もう思い切って町長の判断でもできるんじゃないかなと。全額補助できるのではないかと考えるんですけど、その辺、町長のお考えをお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先進的に京田辺市や長浜市みたいにできたらいいんですけど、現状は

3分の1、町は助成するという事で提案させていただいております。全額町費でということとは、ちょっと今のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 3分の1、3分の1ということで個人持ちということ町長がおっしゃったんですけど、大体100万円程度あれば全額補助に、追加すればできるのではないかと考えるんですけど、やはりその辺は町長の懐の深いところで、もう一度検討していただきたいことをお願いしておきます。

続きまして、2点目には、教育環境と学校整備について、教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

1つには、本町での小・中学校での30人以上のクラス数はどのぐらいあるのか。それぞれ学校別でお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町での小・中学校の30人以上のクラス数でございますけれども、1学級40人の学級編制基準で編成しましたら、和知小学校で1クラス、蒲生野中学校で4クラス、和知中学校で1クラスが30人以上のクラスとなりますけれども、京都府の京都式少人数教育の施策を活用しておりまして、少人数学級を実施していることから、すべての学級が30人以下となっておりますので、現在、本町では、30人以上のクラスはございません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 教育長の答弁では和知小学校で1クラスと、あとは中学校であるということをお聞きしましたが、今度新しく4月に瑞穂地区では小学校が統合されて瑞穂小学校となりますが、その中で23年度の生徒数、また動向があるかもわかりませんが、その時点では、1年生が34人、4年生が33人、5年生が45人、6年生が33人という30人以上ではクラスがあります。

今、少人数学級ということが多く言われておりますが、文部科学省は2011年から8年間で公立小・中学校の1学級の児童生徒数の上限を現行の40人から、30人から35人に引き下げる計画案を決定をされました。来年度から新学習指導要領で授業数や指導内容がふえることで、そしてさらに、いじめや不登校問題で個別対応の必要性が高まっており、教師が一人一人の子供に目配りができる環境を整えるためにも教員数の確保を急ぎたいと、そういったことを言われております。

教育長もこれまで学校現場で頑張っておられた経験から、子供たちにとって、また教師にとっても、1クラス何人ぐらいが学習する環境としてふさわしいと考えるのか、教育長自身のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど委員のおっしゃってありましたように、40人が基本の数字になっておりまして、来年度から国のほうでは35人学級というようなことで予算要望もされておるように聞いております。

私自身、1クラス何人が学習環境としてふさわしいかということでありまして、私は一概に少なければいいというものではないというふうに思っておりますし、また、それぞれの地域の状況、あるいは子供たちの状況によって、それぞれふさわしいといえますか、人数はあるだろうというふうに思っておりますし、特に教科とか教科内容、指導内容によっては、それぞれふさわしい人数は違うだろうというふうに思っております。

例えば、英語の授業でありましたら、それぞれ英語の授業の例えばスピーキング、会話等の学習の機会でしたら約20人ぐらいがふさわしいと言われておりまして、できるだけ発音する回数が、一人一人の回数がふえればいいというのがふさわしいというふうに言われておりますし、20人前後が非常にふさわしいということも言われておりますし、またあるいはグループ討議とか、あるいはグループで実験等をする場合は、私も理科の教師でありましたけれども、6つぐらいのグループがそれぞれ各五、六人あって、それぐらいのほうで実験すれば、よりいろいろな実験法や、アイデアが浮かんできて、非常にいろんな教育内容も進化するというふうに考えております。

ですから、今、京都府の施策を利用しまして、それぞれの教科に合ったグループ編成ができるように少人数学級も一つですし、あるいは少人数授業というものもあります。つまり、2つのクラスを3つにして教えるというふうな授業ですね。あるいは、チーム・ティーチングといたしまして、1つのクラスに2人先生が入るというふうなことをそれぞれの学級やあるいは学校の実態によって、それぞれ選択できるということになっておりますので、それを効果的に生かしていただいて、それぞれの学校で充実を図っていただいております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 教育長のお考えをお聞きいたしました。私も瑞穂町の時代でありましたが、この小学校統合に関して、その当時の教育長にもお伺いしたことがあるんです。

そのときは中学やなしに小学校の統合でしたので、何人ぐらいがふさわしいですかとお聞きしましたら、教育長も自分の考えでは20前後がという思いは話されました。今、教育長がおっしゃいました少なければいいというものでもないし、また、それぞれに適した教科もありますということではありますが、1つちょっと懸念するのは、今回、瑞穂地区で統合されて、今言いました40人、30人以上のクラスができます。特に、質美とか複式学級のクラスがある学校では、やはり急に30人以上とかね、そういったところに子供たちが入った場合、やはりそこで子供たちにも戸惑いがあるんじゃないかと。その辺のフォローというんですかね。学校も十分その辺は、先生もなれておられるので対応はされると思うんですけど、やはり一人一人のね。これまで質美でしたら、もう先生とマン・ツー・マンみたいにした環境ではあったので余計、いきなり30人以上のクラスに入った場合、自分の意見をどこで言うたらええんやろとかね。そういった問題を抱える子も出てくるんじゃないかなあという思いもありまして、その辺の教育委員会としては十分なフォローというんですかね、目配りをしていただきたいと思うんですけども、その辺の心配というか、お考えはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど坂本議員さんからのお話にもありましたように、確かに、複式学級で1人、あるいは2人で授業をしてきたのが急に30人を超えるというような学級集団に入って本当に、若干心配な面もございます。

また、それぞれいろいろな府の施策がありまして、それぞれ各授業に入っていて、支援員というような町単費の実施もしておりますし、また、先ほど言いましたチーム・ティーチングの問題とか、あるいは少人数学級とか、それぞれ教科に合った学習集団というのは編成もありますので、そのあたり十分学校の実態も踏まえながら、また、学校長とも相談してもらいながら、うまく統合したそこで子供たちがしっかり学習で自分の力を発揮できるような、そういったことをしっかり見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、学校との十分連携をとりながら、子供たちの目配りをしっかりとお願いしたいと思います。

3つ目には、瑞穂地区では4つの小学校が統合をされます。瑞穂小学校として来年の4月の新学期に向けて今、急ピッチで改修が行われておりますが、しかし、以前にも質問をいたしました、新たに更衣室として部屋が設けられておりません。高学年ともなれば男女ともそれぞれ体形の変化もあり、体育やプールの授業などでの着がえの際に更衣室が必要と考え

ます。

21年の7月に行われました保護者への説明会で、更衣室の要望が出されておりました。そのときの答弁では、改修の中で工夫していきたいとのことでしたが、検討はされたのかどうかお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今度統合いたします瑞穂小学校での更衣室の件でございますけれども、現在の桧山小学校では更衣室がなく、高学年の着がえには特別教室等を使いまして、男女の着がえ場所を分けるなどの配慮をしているところでございます。

このたび建設中の体育館におきましては、男女それぞれの更衣室を設けることとしておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 現在の桧山小学校にはなかったということでありました。私もちょっと子供たちにも聞いたんですけれども、更衣室がないということがあるのかというような声も聞くんです。やはりこうして今せっかく改修する時期に、保護者からそういった要望も出されている中で、せめてもう少し工夫をされるべきではなかったかと思います。先ほどおっしゃいました体育館のほうで男女の更衣室を設けているということではありますが、その都度、その更衣室を利用するのか、体育があるたびにその更衣室を利用されるのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本来、小学校でも中学校におきましてですけれども、更衣するのは体育の授業ということでございますので、体育館のほうに更衣室を設けて更衣をするという場所を確保させていただいたということで、こういった形で学校のほうの理解も得ているというところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、4つ目には、この二、三日にはやっとな秋の気配が訪れてきましたが、今年の夏は本当に記録的な酷暑でありました。9月に入ってからでも舞鶴では全国最高の38.3度を記録しております。この京丹波町におきましても8月に35度以上の猛暑日が16日間続き、昨年よりも4度高くなっているということでありました。

こうした中、学校は、8月30日から新学期が始まりましたが、この暑さの中、熱気がこ

もる教室での熱中症を危惧して、それぞれの学校では教職員が苦慮しております。学校からも温暖化が進む中、クーラーが必要ではないかという声もあります。また、これだけ暑ければ、学習への集中力が低下するのではないのでしょうか。エコ基準の28度から見ても、こうした環境は学習に適しているとは言えません。各学校の聞き取りをして年次計画を立て、エアコンを設置すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど議員の御指摘のとおり、今年の夏は本当に例年になく記録的な暑さとなっております。残暑も一段と厳しかったようでございます。2学期に入りまして、とにかく最初の1週間が一番心配だなあというふうに私も思っております。それぞれ校長先生方と顔を合わすたびに、子供の状況をしっかり聞かせてもらってきました。子供たちの様子はそれぞれ通常の夏休み明けのように頑張っており、学習とかクラブ活動に取り組んでいるというふうに聞いております。

また、早々に運動会とか体育祭の取り組みもありますので、特に健康管理に配慮して、グラウンドにテントを張るなどの配慮をして、ほとんどの学校がしていただいております。今後も児童生徒の健康管理を徹底することといたしまして、現時点ではエアコンの設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今の答弁では、それぞれの学校で工夫をしていただいたこととありますが、新聞等で見ましたら、亀岡市の教育委員会では緊急措置として送風機を38台購入したとか、胡麻郷の小学校などの16小学校はクーラーが設置してある特別教室をクールダウン用の部屋として開放した。また、ひかり小学校では中庭に打ち水をし、気温上昇を抑えるなど、いろいろなそれぞれの学校で、やはり子供たちが少しでも快適さを、勉強しやすい環境にと工夫はされております。

しかし、こういった今回の猛暑は、これがこないとも限りませんし、今後さらにこうした温暖化の影響でこういったことが夏場、特に暑くなるということも考えられます。今特に、私たちの時代とは違っていて、今、家庭でもクーラーがあるお家がほとんどじゃないかと思えます。大抵クーラーの中で今の子供さんは過ごしているんじゃないかと思えますけど、やはり子供たちのこういう学校の環境の整備というのは、やはり何をおいてでも先に、やはりしてやるべきではないかと考えます。もう一度、その点をお伺いしたいと思います。

年次的にね、一度に全部するのではなくして、それぞれの計画を立てて、毎年設置してい

くという考えも必要ではないかと思いますが、特別教室というんですか、保健室とかそういうところにはクーラーはあるんじゃないかと思いますが、その点のちょっと教育長のお考えをお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどのエアコンの設置は、今のところは考えていないということでお話をさせていただきました。それぞれ各学校では特別教室、あるいは保健室とか会議室、図書室等、エアコンは設置している教室もございまして、全体的にはかなり設置率はいいのではないかというふうに思っております。2007年7月、国の調査では、全国的には約10%少しというエアコンの設置率というふうに聞いておりますので、今後また他の市町村等の状況も見ながら考えさせてもらいたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） エアコンのことばかり言っても時間来ますので、実は、瑞穂中のことなんですけれど、2年生やったと思うんですけどね。今それぞれ小学校でも扇風機は置いてはるとは思うんですけど、瑞穂中のクラスで扇風機が1台壊しているということで、1台しかないんやということを生徒から聞いたんですけどね。もう暑くて暑くて、もうみんなが1台の扇風機に群がってるというようなこともお聞きしますが、そういったことは学校のほうからは何も通知は、教育長のほうには来ていないでしょうかね。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 具体的に瑞穂中学のほうから聞いておりませんが、時たま私きのう瑞穂中は行かせてもらったら、事務の先生から扇風機を買いましたというような報告受けましたので、ひょっとしたらその部分を充足したのかもわかりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、5つ目には、改修して瑞穂小学校となりますが、調理室は以前のまま使用することとなっております、火を扱う熱い作業の中、エアコンも設置はされておられません。今回、換気扇のそこには何かちょっとフードをつけるようなことを、これまではもう、その蒸気は全部調理室の中で充満していたというようなことをお聞きしましたが、こないだお聞きする中で、フードはつけるというようなことはお聞きしましたが、やはり今度、調理の方も増えると思うんですけどね。やはりこうしたエアコンの設置が必要やないかと思えますし、また、その調理員が増えることから休憩場所などのそういった整備、

職員の健康管理を持つ立場からは、やはり当然必要ではないかと考えますが、この休憩場所など、こうした調理室の環境整備は十分と言えるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 桧山小学校の調理場の件でございますけれども、桧山小学校の調理場には現在、暫定的ではございますけれども、スポットクーラーというのを設置しております。調理場そのものが老朽化しておりますので、今後、中学校給食の実施にあわせ、調理場そのもののあり方もあわせて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 休憩場所は、どこで休憩されているんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 具体的に調理をしていただいております職員の皆さん方の休憩場所については把握しておりません。特に教職員のほうも休憩室を設けるということで、場所をつくられたということは本年度入って聞いておりますので、そのあたり、もう少し実態を聞かせてもらいながら、現に教職員の方の休憩場所というのは別途つくってございますので、そのあたり一緒に休憩できるのか。また、別途必要なのかというあたり少し実態を把握させてもらいまして、改善できるところは改善させていただきたいなところと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは実態を教育長自身、調査していただきまして、ぜひ改善する点があれば改善していただきますようお願いしておきます。

3点目には、環境保全について、町長にお尋ねをいたします。

空き地に繁茂した雑草は周辺住民にとって、特に乾燥する季節や今年のような雨が降らない日が続けば、町水道が通っていない団地などでは火災を一番危惧されております。町としても所有地への指導なり啓発はされていると思いますが、管理をされる方は少なく、荒れ地となったところが多くあります。土地所有者への責任を持たせるためにも旧瑞穂町で実施をしておりました所有者に一定の責務や除草等の命令ができる草刈り条例を制定するお考えはありませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

空き地管理につきましては、特に不在地主さんの土地について、町としても大変苦慮をしている状況がございます。「京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例」は、坂本議員さん今、つくったらどうだという話でしたけれど、知ってもらっているとおり、旧瑞穂町の条例を引き継ぐ形で制定されており、現在の条例においても空き地の管理者に適正な管理を義務づけております。また、これに違反された場合には、当該者に対しまして勧告及び命令をすることができることとなっております。

定期的な環境パトロールで発見した適正管理のできていない土地や、地元区長さんや近隣の方からの問い合わせや苦情のあった土地については所有者や管理者に対しまして電話、あるいは文書により適正な管理について指導、勧告を行っております。しかし、これらの土地は所有者等の所在が不明な場合が多く、住所地の市町村へ照会も行っておりますが、年々連絡のとれない方が多くなり、なかなか指導が徹底できていないのが実情でもございます。

町内の環境保全、とりわけ住環境を良好に維持していくという観点から、引き続き働きかけに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 私は瑞穂町の草刈り条例という項目が上がっているのかなあと思っていたんですけど、それが上がっていますでしょうか。私の認識不足かな。その環境保全の中に盛り込まれているということをおっしゃっているんですかね。

そのようにもう一回私も勉強させてもらいますが、先ほど町長もおっしゃいました不明者も多くなってきていると。そしてまた土地所有者が転売してきて、だんだんと持ち主もわからないという状況ではあると思うんですけども、町長もよく散歩されます寺谷団地ですね、9号線沿いの上のね。あそこはまだ水道が通っておりません。散歩されているのでわかるかと思うんですけど、周りが、お家がもう草というより木になってしもうてるもので、もうお家が見えないようなところも宅地というか、お家もあります。そのお家の方は自分の周りだけは刈るけれどもということをされておりますが、なかなかもう木になってしもうたら本当に大変やし、そして、今年みたいに雨が降らなかつたら、火事になったときにどうするんやろというような物すごい心配ももちろんされております。

町としては、住民でありますので、やはり町としてもそういった住んでおられる方の安心・安全を守るためにも、やはり見回りをするなどして、よほど危ないところなんかは、ちょっとお家の近くで危ないと思われるところなんかは特にそういった草刈り、町自体がされてはどうかと思うんですけど、その点はどうですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

ちょっとあの団地については難しいなというふうに思いますね。水道等については畑川ダムができるまで、いろんな計画を持っていますね。そういうことは準備していますが、あの草刈りを町が何らかの形ですということとは、ちょっと今考えておりません。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、最後に、若者定住促進について、町長にお伺いしたいと思います。

これまでも何回か質問をさせていただきまして、なかなか国の法律的なこともありまして難しい面もありますが、ちょっとお伺いしたいと思います。

本町には旧町にそれぞれ特徴を持った特定公共賃貸住宅が49戸あります。この住宅の設置目的は、中堅所得層等の住居の用に供する住居環境が良好な賃貸住宅の不足を緩和するために設置するものとなっておりますが、これほどまでの長引く不況により入居されておられます。また、こうした所得基準が厳しいことから、若者が応募したくてもできない状況もあります。

月額所得と家賃の区分を細分化して見直しをして、安心して住んでもらえるように研究もすべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、お答えいたします。

研究をすることはまず約束したいと思います。その上で特定公共賃貸住宅は中堅勤労者層向けの住宅として提供しているため、公営住宅と比べ所得基準が厳しくなっておりますが、建設の目的や建設時の床面積等にも差があり、維持管理費用も考慮する上で現時点においては家賃体系を見直す必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 国の補助なり府の補助を受けて建てているので、一定の適正化法というのがあるのは知ってるんですけども、今現在それぞれある団地の空き数がわかりましたら、それぞれの団地数ごとにお願ひできたらうれしいです。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 町内特定公共賃貸住宅6団地ございまして、全部で戸数が55戸なんですが、まず、蒲生野団地につきましては、24戸に対しまして22戸の入居でございます。質美団地につきましては8戸を管理しておりまして、8戸入居されております。エスポワールわちにつきましては、8戸の管理に対して5人の方が入居されております。若宮団地につきましては、3戸に対して3人の方が入居されております。木ノ上団地につきましては、管理戸数10戸に対して10人の方が入居されております。大倉団地につきましても管理戸数2戸に対しまして2人の方が入居されている状況となっております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） そうしたら今、空きが出ているのは蒲生野団地と大倉団地ですか。エスポワール、そのほかは全部埋まっているということですか。はい、わかりました。

今お聞きしたんですけれども、この特定公共賃貸住宅の場合、区分があって月額所得なり、そして負担額がこうして書いてあるんですけれども、どれに値した方が、この区分の中では入っておられるのか。人数的なことがわかりましたら。

例えば、この蒲生野団地であれば、区分がア、イ、ウとなっております、月額所得が3段階に分かれております。今、蒲生野では24戸のうち22戸が入居されておられますが、この区分の中のどこにそれぞれ何人の方が入っておられるか、わかりましたらお願いします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 蒲生野団地につきましては、まず所得階層15万8,000円以上から32万2,000円以下の所得の方が20名、次に、32万2,000円を超え44万5,000円以下の方が1名、44万5,000円を超え60万1,000円以下の方が1名という状況となっております。

質美団地につきましては、所得階層分類1、15万8,000円以上32万2,000円以下の方が7名、32万2,000円を超え44万5,000円の方が1名という状況です。

エスポワールわちにつきましては、15万8,000円以上32万2,000円以下の方が4名で、44万5,000円を超え60万1,000円以下の方が1名という状況です。

若宮団地につきましては、15万8,000円以上32万2,000円以下の方が2名、あと、44万5,000円を超える方が1名という状況です。

木ノ上団地につきましては、15万8,000円以上32万2,000円以下の方が7名、32万2,000円を超え44万5,000円以下の方が1名、あと、44万5,000円を超える方が2名という状況となっております。

大倉団地につきましては、15万8,000円以上32万2,000円以下の方が1名、

あと、44万5,000円を超える方が1名という状況になっております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今それぞれ入居の状況をお伺いしたところ、所得で言いましたら大抵15万8,000円から32万2,000円の間というのがほとんどの、この団地の中では主に占めていたと思いますが、この公共賃貸住宅の場合、やはりそういった国の法がありまして、なかなか勝手には所得も下げられないし、家賃も下げられないということがありますが、やはりこの建築の年数を見ましたら、一番古くて平成6年、7、8年というのが多いんですけども、もう14年たっております。

この建築年数というのは一定の年数が過ぎれば、やはり緩和措置ができないものなのか。そういった融通ができないのかどうか。法律的には、国がそういった法律を変えなければできないということにはなるかと思うんですけど、やはり実態に合った内容に見直してこそ、町営住宅に入っていただける。せっかくの町営住宅の役割が、若い人でも所得が高いために入れないということが出てきたのでは、町営住宅の役割が果たせないような気がするんですけど、その辺の国に対して、やはりそういった実態に合う見直しをするべきであるというようなことは町から府とか国に対して言えないんでしょうか。その点ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

言えないことはないと思います。声を大にして言うべきだという認識でおります。また機会があったら申したいと思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） やはり住民の暮らしが安定するためにも安心して暮らす、そして人口がふえるということも第一に考えないと、自治体自体がやはり衰退していくことになりまして、人口を増やす一つとしても子育ても大事ですし、高齢者の福祉も大事ですけども、こうした若者が一人でも二人でも定住して、ここに住んでもらえる、そういったまちづくりの一つとして、やはり町長みずから国・府に対して、どんどん声を上げて働きかけをしていただきたいことを切に願ひまして、質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで坂本美智代君の一般質問を終わります。御苦労でした。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会します。

散会 午後 4時05分